

杉並区職員措置請求監査結果

(平成24年度政務調査費に関する住民監査請求)

平成26年4月

杉並区監査委員

目 次

第1 請求の概要と受理	
1 請求人	1
2 請求書の提出	1
3 請求の主たる内容	1
4 請求の受理	1
第2 監査の実施	
1 証拠の提出及び陳述	3
2 監査対象事項	3
3 対象部局とその抗弁要旨	3
3-1 総務部総務課	3
3-2 区議会事務局	4
4 区議会議長の調査回答の要旨	6
第3 監査の結果と判断	
1 監査結果	9
2 判断	9
3 意見・要望	15
<別紙>	
1 措置請求書等	
1-1 措置請求書	16
1-2 証拠資料（陳述書）	42
2 抗弁書	
2-1 総務部総務課	44
2-2 区議会事務局	49
3 区議会議長の調査回答	74
<資料>	
1 政務調査費条例	80
2 政務調査費施行規則	83
3 政務調査費取扱規程	85
4 事務処理の手引	89

【注】

- 1 政務調査費条例、政務調査費施行規則及び政務調査費取扱規程は、平成24年4月1日現在のものである。
- 2 措置請求書（証拠資料を含む。）では、必要に応じてマスキングを行うとともに、第三者の個人情報を仮名（A）で表示している。
- 3 請求人の氏名は仮名（a）で表示し、その住所・職業の記載は省略している。

第1 請求の概要と受理

1 請求人

a

2 請求書の提出

平成 26 年 3 月 3 日

3 請求の主たる内容

安斉議員が平成 24 年度分の事務所家賃の一部として政務調査費から支出した 51 万円のうちの 25 万 5 千円は、法律、条例、規則等に基づかない違法、無効な支出であり、安斉議員は同額の不当利得を有している。当該不当利得を返還請求するよう杉並区長に求める。

請求人が提出した「杉並区職員措置請求書」は別紙 1 - 1 のとおりであり、主張事実及び平成 26 年 3 月 20 日に行った請求人の陳述の要旨は次のとおりである。

(主張事実等の要旨)

安斉議員は、杉並区西荻南 2 丁目所在の物件について、月額 8 万 5 千円（年間 102 万円）で賃貸借契約を締結し、この契約金額を算出根拠として、平成 24 年度において交付を受けた政務調査費から、年間賃借料の 1 / 2 に相当する 51 万円を事務所費として支出した。

一方、当該物件は、第三者である政治団体「安斉あきら後援会」の従たる事務所でもあり、同政治団体から年間 51 万円が事務所賃借料として安斉あきら個人を経由して家主に支払われている。

すなわち、安斉議員は、年間 102 万円を家主に支出したが、そのうちの 51 万円は安斉議員とは別人格である「安斉あきら後援会」の事務所賃借料を立て替えたものである。

こうした状況から、安斉議員が議員事務所分として実際に支出した賃借料は年間 51 万円というべきであり、政務調査費の上限額を算出する上で基礎とすべきはこの 51 万円であって、使途基準によって按分 2 分の 1 の 25 万 5 千円を上限とするのが正しい。

また、102 万円を基礎にして按分すると、「安斉あきら後援会」の賃借料を、政務調査費つまり税金で払う結果となる。

政務調査費は実費弁償が原則であり、実際に負担していない経費を支出することはできないのであり、政務調査費から実際に支出した 51 万円との差額に相当する 25 万 5 千円は不当利得に当たり、返還を要する。

4 請求の受理

本件請求は、請求人の資格、監査請求期間など、地方自治法第 242 条所定の

要件を具備しているものと認め、平成 26 年 3 月 11 日の監査委員会議において受理することを決定した。

受理に先立ち、同法第 199 条の 2 の規定に基づき、小泉靖男委員、小川宗次郎委員の 2 名は除斥とした。

第2 監査の実施

1 証拠の提出及び陳述

請求人に対して、地方自治法第242条第6項の規定に基づき、平成26年3月20日に証拠の提出及び陳述の機会を設けた。

請求人は、請求の趣旨を補足する陳述を行い、証拠資料（別紙1－2）として、陳述内容を記載した陳述書を提出した。

2 監査対象事項

安斉議員に交付された平成24年度分の政務調査費のうち、事務所費（事務所家賃51万円）の支出の違法・不当の有無を監査対象事項とする。

3 対象部局とその抗弁要旨

総務部総務課及び区議会事務局を本件監査の対象部局とし、抗弁書の提出を求めるとともに、平成26年3月27日に説明聴取を行った。その主な内容は以下のとおりである。また、適宜関係書類の提出を求め、調査を行った。

3-1 総務部総務課

政務調査費とは、議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として交付するものであり、その支出等については、区議会事務局次長に委任されている。また、政務調査費の執行は、第一に会派や議員の倫理観を前提にした自己検査、第二に議会の代表者としての議長が調査することが妥当であり、議会の自律性の中で処理することが適当と考えている。

政務調査費の使途基準は、杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の交付に関する条例（以下「条例」という。）に基づき、杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の交付に関する条例施行規則（以下「規則」という。）第6条及び別表で規定され、杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の取扱いに関する規程（以下「規程」という。）で使途基準細目が規定されている。

政務調査費の使途基準については、学識経験者等を委員に加えた杉並区議会政務調査費専門委員会及び杉並区議会政務調査費調査検討委員会において検討を行い、平成23年5月及び平成24年4月に使途基準細目の一部改正を行っている。このように、時代の要請に応えられる使途基準づくりや区民への説明責任を果たすことなどを目指して検討を進め、適正な支出に努めてきたと理解しており、また、議会の自律性の中で適切に処理されたものと考えている。

加えて、政務調査費については、区は執行機関と議会ないしこれを構成する議員又は会派との抑制と均衡を図り、議会の自主性及び自律性を尊重しつつも、収支報告書の写しの内容から、政務調査費の適正な執行が行われているかをチェックすることで、その透明性を確保し、区長の交付者としての責任を果たしているものと考えている。

本件については、条例第 11 条に基づき、区議会議長が報告書及び領収書等を調査し、適正な執行であると判断したものと考えている。その上で、執行機関である区長は、提出された報告書の写しをもとに政務調査費の支出について明らかな使途基準違反があるか等のチェックを行ったが、違反は見つからなかった。現在まで、修正等の新たな報告書の提出がないので、支出に誤りがあったとは認識していない。

区は、今後とも執行機関と議会ないしこれを構成する議員又は会派との抑制と均衡を図り、議会の自主性及び自律性を尊重しつつも、収支報告書の写しの内容から、明らかな使途基準違反があるかをチェックすることで、区長の交付者としての責任を果たしていく所存である。

3-2 区議会事務局

(1) 政務調査費について

平成 12 年 5 月の地方自治法の改正を受け、区では平成 13 年 3 月 23 日に条例を、同年 3 月 30 日に規則を定めている。これにより、政務調査費は条例に規定する要件を満たすものに対し政策的判断を要することなく、一律に交付されることとなった。

杉並区議会では、条例制定時から、出納簿（平成 18 年度分までは写し）を収支報告書とあわせ区議会議長に提出し、区民が閲覧できるよう定めて透明性の確保に努めており、その後、平成 18 年第 4 回区議会定例会において、政務調査費の収支報告の際に領収書その他の証拠書類を添付する条例改正を行うとともに、政務調査費の使途に関しては、規程を制定し、平成 19 年 5 月 1 日から施行している。

さらに、平成 19 年 11 月から翌 3 月まで議会内部に「杉並区議会政務調査費検討会」を設置して政務調査費の使途に関する検討を進め、「政務調査費検討会報告書」を取りまとめた。この報告書においては、政務調査費支出の基本的考え方として、①実費弁償の原則、②按分の原則、③透明性の原則を掲げるとともに、客観性をより担保させるため、政務調査費の使途基準をより具体化した詳細な使途基準細目を定めることとされた。そして、これを踏まえ、規程に使途基準細目を追加し、平成 20 年 4 月交付分の政務調査費から適用している。その後も、その時々々の社会情勢を踏まえ、継続的に見直しを図ってきており、事務所費の対象となる賃借料についても、自己所有の場合、賃借の場合など具体的な事例に応じた取扱いについて定めているところである。

(2) 本件の事務所費について

安斉議員は、賃貸人との間で杉並区西荻南 2 丁目所在の物件（以下「本件事務所」という。）について月額 8 万 5 千円で賃貸借契約を締結し、安斉あきら事務所として使用している。本件事務所の居室数は 1 室（約 18.38 ㎡）のみであり、事務所の扉及び扉の横には安斉あきら事務所と書かれた看板が掲げられていること、安斉あきら後援会の従たる事務所が本

件事務所を区分してその一部を外形上明確に占有している事実はないこと、また、本件事務所は、本件後援会を含め、他の団体等と転貸借契約を締結している事実はないことを区議会事務局で確認している。

また、安斉あきら後援会について、その構成員は代表者・会計責任者である安斉議員と会計責任者の職務代行者である同議員の妻の2名であること、同後援会の活動は専ら同議員により行われていることを区議会事務局で確認している。

本件事務所については、区議会議員としての政務調査活動のほか、政治活動にも利用しているため、使途基準細目の規定のとおり年間102万円のうちの2分の1に当たる51万円を政務調査費で支出した。残りの2分の1については、政治活動として利用していることから、政治資金規正法に基づき、本件後援会が東京都選挙管理委員会に収支報告書を提出した旨の報告を受けている。

(3) 請求人の主張に対する反論

政務調査費は、支出項目が多様であり、その項目によっては、政務調査費の対象となる政務調査活動のほか、政務調査費の対象とはならない政党活動や後援会活動が含まれ、かつ、合理的に区分することが容易でない場合がある。このことから、政務調査活動とそれ以外の活動とを合理的に区分することが困難である場合には、社会通念上相当な割合によって経費を按分し、政務調査活動に係る経費を確定しなければならないとの考えにたち、詳細な経費按分の基準を使途基準細目として定めている。そして、事務所賃借料については、まさに政務調査活動とそれ以外の活動とを合理的に区分することが困難である場合に当たるとして、事務所専用で賃借する場合の支出割合の上限を賃借料の1/2としている。

本件事務所においては、安斉議員は政務調査活動のほか、自身を代表者とする安斉あきら後援会の活動等の政治活動を行っているところであり、政務調査活動とそれ以外の活動とを合理的に区分することが困難であることから、政務調査活動に係る事務所賃借料として、賃借料の1/2である51万円を計上したところである。

請求人は、本件事務所の年間賃借料である102万円のうち、51万円は議員とは別人格である本件後援会が支出し、議員が議員事務所分として実際に支出した賃料は年間51万円であることから、政務調査費の上限額を算出する上で基礎とすべき賃料は51万円であり、支給されるべき政務調査費は、使途基準によって1/2の25万5千円を上限とするのが正しいと主張する。

しかし、請求人が別人格とする本件後援会は、安斉議員自身を代表者とする政治資金規正法第19条に定めるその者のために政治資金の拠出を受けることとされた資金管理団体なのであるから以下のとおり請求人の主張は理由がない。

資金管理団体とは、平成19年6月12日の政治資金規正法改正の国会審議の中でも、「資金管理団体については政治家個人との人的、資金的一体

性が強く認められる、・・・政治家の財布がわりである人的、資金的な一体性のある資金管理団体」等と言われているように、政治家とその資金管理団体は、その活動において一体的なものとして評価されるべきものである。それ故、政治家安斉あきらに対する政治資金として拠出された寄附等を本件後援会が受領し、その拠出された資金によってなされる本件後援会の代表者でもある安斉あきらが政治活動として使用した経費を明らかにするため、本件後援会が政治活動の使用分として賃料を支払ったのである。すなわち、本件後援会が、賃料として支出した事務所を主たる事務所あるいは従たる事務所と位置付けたとしても、そこで行われている活動は、本件後援会の活動であると同時に政治家安斉あきらの政治活動でもあるのである。

そうすると本件事務所は、政務調査活動と後援会活動等の政治活動のために使用されているのであるから、年間102万円を按分した1/2を限度として政務調査費を充てても何ら問題になるものではない。

また、請求人は、政務調査費は実費弁償が原則であり、実際に負担していない経費を支出することはできないと主張する。

しかし、規程の使途基準細目において事務所賃借料の支出割合の上限は1/2とするとしているのは、先に述べたとおり、政務調査活動とそれ以外の活動を区分するのが困難な場合や、政務調査活動の他に後援会活動等が行われることが通常であることから、当該事務所においてなされる、規程第2条第1項各号に掲げる後援会活動等区政に関する調査研究に資するために必要とする経費に該当しないものにまで政務調査費が充てられないように設けられたものである。しかるに本件事務所において、本件後援会に係る活動がその過半であることを示す証拠はなく、むしろ安斉議員によれば、政策立案やそのための情報収集、区議会レポートの作成などの政務調査活動が過半を占めているということであり、そうすると、本件事務所の年間賃借料の1/2の51万円を政務調査費から支出したとしても、それは全て政務調査活動に係る経費ということになるから、条例、規則、規程等のもとより、地方自治法の趣旨に反するものではない。

4 区議会議長の調査回答の要旨

条例第11条で、区議会議長は政務調査費の適正な運用を期すため、必要に応じ調査を行うことができるとされていることから、区議会議長を本件監査に必要な関係人と位置付け、平成26年3月11日付け文書により、請求人が指摘している政務調査費の支出の違法・不当の有無について調査協力を依頼した。同年3月24日付けの回答要旨は、以下のとおりである。

(1) 調査結果について

安斉議員の平成24年度分の政務調査費について、請求人が指摘している事務所費の支出の違法・不当の有無の確認を行ったが、安斉議員が行う調査研究活動として合理性ないし必要性を欠くことが明らかであると認められるものはなく、平成24年度の使途基準及び使途基準細目に基づく適正

な支出が行われていた。

(2) 請求人の主張に対する見解等

区議会事務局の抗弁書と同様の内容が記載されている。

(3) 安斉議員の説明

① 本件事務所の使用実態について

本件事務所は、私が議員として行う政務調査活動のほか、「安斉あきら後援会」に係る事務などを行う場所として使用することについて、家主の了承を得た上で借りているものである。これは、議員としての活動は、一方で政治家としての活動の側面を有していること、「安斉あきら後援会」が、議員である私自身を代表者とし、私の政治活動に要する資金を管理するための団体であることから、議員としての活動に係る使用と後援会としての活動に係る使用は、必ずしも明確に切り分けることは困難であると考えていることによるためである。

私が、本件事務所で行っている主な政務調査活動としては、政策立案やそのための情報収集、区議会レポートの作成、区政に対する区民からの要望及び意見の聴取、区民相談(区民等に対して行う広報・広聴活動)、区政の課題や議会で審議する案件等について行う調査研究活動などがある。また、それ以外の活動としては、政党が掲げる政策の調査研究や後援会としての活動に係る事務処理なども行っている。私の実感としては、本件事務所における全ての活動時間のうち、半数以上の時間を政務調査活動に費やしていると考えている。

ところで、規程では、後援会活動に関する経費に政務調査費を充てることはできず、事務所賃借料は、その2分の1までで月額5万円を上限として政務調査費を充てることとなっている。そのため、私が家主に支払った年間賃料102万円の2分の1である51万円を政務調査費として計上したものである。

そうすると残りの51万円は、後援会活動たる私の政治活動に関する経費となり、政治資金規正法により政治活動の収支は全て明らかにする必要があるから、同法に定める報告義務として「安斉あきら後援会」の収支報告書に計上したものである。

このように、本件事務所は、政務調査活動と、自分自身を代表者とし、自分自身の政治活動に要する資金を管理する資金管理団体である本件後援会の活動に使用していることから、本件事務所の賃借料は、政務調査費と本件後援会の経費のいずれかで処理することになるものと考えている。

② 「安斉あきら後援会」について

「安斉あきら後援会」の目的と事業は、「安斉あきら後援会規約」第3条及び第4条に規定されているとおりである。

「安斉あきら後援会」の本来の目的は、安斉あきらの政治活動を後援することであり、その事業は、①研究、講演会、座談会、研修会等の開

催、②会報等の発刊及び配布、③関係諸団体との連携、④その他本会の目的達成のため必要な事業である。

第3 監査の結果と判断

1 監査結果

本件請求については、平成26年4月30日、監査委員2名の合議により次のように決定した。

請求人の主張は理由がないものと認め、棄却する。

2 判断

まず、請求人の主張を要約すると、次のとおりである。

安斉議員は事務所賃借料として年間102万円を家主に支出したが、そのうちの51万円は同議員とは別人格である安斉あきら後援会の事務所賃借料を立て替えたものであることから、同議員が議員事務所分として実際に支出した賃借料は年間51万円というべきである。

政務調査費は実費弁償が原則であり、実際に負担していない経費を支出することはできないのであるから、政務調査費の上限額を算出する上で基礎とすべきは51万円であり、使途基準により按分2分の1の25万5千円を上限とするのが正しい。

よって、政務調査費から実際に支出した51万円との差額に相当する25万5千円は不当利得に当たり、返還を要するものである。

次に、主な事実関係を要約すると、次のとおりである。

- ① 安斉議員は、平成24年度において、賃貸人との間で本件事務所について月額8万5千円（年間102万円）で賃貸借契約を締結し、安斉あきら事務所として使用していた。
- ② 安斉議員は、平成24年度において交付を受けた政務調査費から、年間賃借料の1/2に相当する51万円を事務所費として支出した。
- ③ 他方、本件事務所は、安斉議員の資金管理団体である安斉あきら後援会の従たる事務所でもあり、安斉あきら後援会は、経費（賃借料）として安斉あきら個人に対し、残余の51万円を支出した。

本件において請求人が違法・不当な支出とする事務所費については、規程別表の使途基準細目において、「賃借」で「事務所専用」の場合は、「事務所賃借料の支出割合の上限は1/2とする」と定められているのみであり、事務所費の按分の算定基礎となる「事務所賃借料」をどのように解釈・運用するかが問題となる。

そこで、（1）按分規定の趣旨（事務所賃借料の支出割合の上限を1/2とした趣旨）は何か、（2）安斉あきら後援会の支出分（51万円）を按分の算定基礎から除くべきか、（3）政務調査費からの本件事務所費の支出は、実費弁償

の原則に反するか各論点について、政務調査費制度の趣旨を踏まえ、条例等の規定、判例等に照らし検証し、政務調査費の支出が請求人の主張するように違法・不当なものであるか判断するものとする。

(1) 按分規定の趣旨（事務所賃借料の支出割合の上限を1/2とした趣旨）は何か

まず、按分規定の趣旨について検証する。

この点について、請求人からの主張は特にないが、区議会事務局の抗弁書では、次のように説明されている。

政務調査費は、支出項目が多様であり、その項目によっては、政務調査費の対象となる政務調査活動のほか、政務調査費の対象とはならない政党活動や後援会活動が含まれ、かつ、合理的に区分することが容易でない場合がある。このことから、政務調査活動とそれ以外の活動とを合理的に区分することが困難である場合には、社会通念上相当な割合によって経費を按分し、政務調査活動に係る経費を確定しなければならないものである（按分の原則）。

そして、この原則を踏まえ、事務所賃借料については、政務調査活動とそれ以外の活動とを合理的に区分することが困難である場合に当たるとして、事務所専用で賃借する場合の支出割合の上限を賃借料の1/2とする按分規定を設けている。

この按分規定は、規程第2条第1項各号に掲げる後援会活動等区政に関する調査研究に資するために必要とする経費に該当しないものにまで政務調査費が充てられないように設けられたものである。

そこで、この区議会事務局の説明の妥当性について、以下判断する。

政務調査費の支出項目によっては、政務調査費の対象となる政務調査活動と政務調査費の対象とならない後援会活動等のその他の活動が混在し、政務調査費の算定に当たって、これらの活動に係る経費を合理的に区分することが困難な場合が多いという実情がある。

そこで、杉並区議会においては、政務調査費の用途に関する事項等について検討を重ね、平成20年3月に「政務調査費検討会報告書」を取りまとめ、政務調査費支出の基本的考え方として、「実費弁償の原則」、「按分の原則」等を掲げた。そして、この報告書を受け、規程を改正し、政務調査費の用途基準をより具体化した用途基準細目を定め、事務所費、人件費、事務費等において、詳細な按分規定を設けたものである。

上記の抗弁書では、杉並区議会における検討の経緯を踏まえ、議員事務所においては、政務調査活動とその他の活動が混在し、事務所賃借料は、経費を合理的に区分することが困難な場合に当たるとし、「按分の原則」に基づき当該按分規定を定めた趣旨が説明されている。また、さらに、同按分規定は「区政に関する調査研究に資するために必要とする経費に該当しないもの

にまで政務調査費が充てられないように設けられた」としているが、それは「区政に関する調査研究に資するため必要な経費以外のものに充ててはならない（条例第9条）」という政務調査費制度の基本原則に基づく説明であると解される。

これらの区議会事務局の説明内容は首肯できるものである。

(2) 安斉あきら後援会の支出分（51万円）を按分の算定基礎から除くべきか

次に、安斉あきら後援会から安斉あきら個人に対し、経費（賃借料）として支出された51万円を政務調査費の按分の算定基礎から除くべきか検証する。

この点について、請求人は、安斉議員の事務所賃借料の102万円のうちの51万円は、同議員とは別人格である安斉あきら後援会の事務所賃借料であることから、51万円を按分の算定基礎から除くべきであると主張している。

これに対し、区議会事務局の抗弁書では、次のように説明されている。

安斉あきら後援会は、安斉議員自身を代表者とする資金管理団体であり、政治家とその資金管理団体は、その活動において一体的なものとして評価されるべきものである。

それ故、政治家安斉あきらに対する政治資金として拠出された寄附等を本件後援会が受領し、その拠出された資金によってなされる本件後援会の代表者でもある安斉あきらが政治活動として使用した経費を明らかにするため、本件後援会が政治活動の使用分として賃借料を支払ったのである。

すなわち、本件後援会が、賃借料として支出した事務所を主たる事務所あるいは従たる事務所と位置付けたとしても、そこで行われている活動は、本件後援会の活動であると同時に政治家安斉あきらの政治活動でもあるのである。

そうすると、本件事務所は、政務調査活動と後援会活動等の政治活動のために使用されているのであるから、51万円を政務調査費の按分の算定基礎から除く必要はなく、年間102万円を按分した1/2を限度として政務調査費を充てても何ら問題になるものではない。

そこで、まず、政務調査費を算定する場合において、本件事務所における本件後援会の活動をどのように評価するか、具体的には、本件事務所における本件後援会の活動と安斉議員の様々な政治活動との関係について検討する。

はじめに、本件後援会の目的・性格をみることにする。

本件後援会の目的と事業については、「安斉あきら後援会規約」において、次のように規定されている。

第3条（目的）

本会は、区政の発展と区民生活の向上のために尽力している「安斉あきら」氏の政治活動を後援することを本来の目的とし、あわせて会員相互の親睦を深めることを目的とする。

第4条（事業）

本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- 1 研究、講演会、座談会、研修会等の開催
- 2 会報等の発刊及び配布
- 3 関係諸団体との連携
- 4 その他本会の目的達成のため必要な事業

第3条において「安斉あきら」氏の政治活動を後援すること」を本来の目的とし、また、第4条において、1から3までの個別の各事業に加え、4としてその他本件後援会の目的達成のため必要な様々な事業を行うこととされていることからすると、本件後援会は、安斉議員が日常的に行う広範な政治活動を後援することを目的としているものと理解することができる。

そして、本件後援会は、政治資金規正法上、公職の候補者が代表者である政治団体のうちから、その者のためになされる寄附等の政治資金の拠出を受けるべき政治団体として、一つの政治団体に限り指定される資金管理団体である。

このような本件後援会の目的・性格からすると、本件後援会は安斉議員と密接不可分な関係を有する存在であると解される。

また、本件後援会の組織については、「本件後援会の構成員は代表者・会計責任者である安斉議員と会計責任者の職務代行者である同議員の妻の2名であること、本件後援会の活動は専ら同議員により行われていること」が区議会事務局により確認されている。

さらに、本件事務所については、居室数は1室（約 18.38 m²）のみであり、本件事務所の扉及び扉の横には「安斉あきら事務所」と書かれた看板が掲げられ、本件後援会の従たる事務所が本件事務所を区分してその一部を外形上明確に占有している事実はないことが区議会事務局により確認されている。

そして、安斉議員は、本件事務所の使用実態について、「政策立案やそのための情報収集、区議会レポートの作成、区政に対する区民からの要望及び意見の聴取、区民相談（区民等に対して行う広報・広聴活動）、区政の課題や議会で審議する案件等について行う調査研究活動、政党が掲げる政策の調査研究、後援会としての活動に係る事務処理等を行っており、本件事務所における全ての活動時間のうち、半数以上の時間を政務調査活動に費やしている」と説明している。

以上の本件後援会の主目的や資金管理団体であるという性格、本件事務所の使用実態などからすると、本件事務所における本件後援会の活動というの

は、事実上、本件後援会の代表者である安斉あきらの活動であると認められ、本件事務所においては、本件後援会の活動と安斉議員の様々な政治活動とが一体的に行われているものと認められる。

すなわち、本件事務所における本件後援会の活動、言い換えると、本件後援会の代表者としての安斉あきらの活動は、政務調査費を算定する場合においては、政務調査費の対象とはならない安斉議員の政治的諸活動に包含されるものと評価し得るものである。

また、上記（１）の按分規定の趣旨からしても、一般的に、議員事務所においては、政務調査活動と政務調査費の対象とならない後援会活動等の政治的諸活動が混在するからこそ、按分規定が設けられたのであり、使途基準細目上、本件後援会の活動は、当然想定されているものと解される。

請求人は、単に本件後援会は安斉議員とは別人格であるという形式のみに着目して、本件後援会の支出分を本件事務所費の按分の算定基礎から除外すべきと主張するが、それはあまりにも本件後援会の実情から乖離した機械的な見方であるといわざるを得ない。

以上のとおり、本件事務所は、安斉議員の政務調査活動とそれ以外の政治的諸活動のために使用され、本件後援会の活動と安斉議員の様々な政治活動は一体的に行われていたと評価し得るものであるから、本件後援会の支出分を按分の算定基礎から除外せず、賃借料全体を按分の算定基礎としたとしても、違法・不当であるとはいえない。

次に、安斉議員が経費（賃借料）として本件後援会から 51 万円の支出を受けていることについて検討する。

この点について、使途基準細目において、「賃借」で「事務所専用」の場合の事務所費については、「事務所賃借料の支出割合の上限は 1/2 とする」と定められているのみであり、本件のように事務所賃借料のうちの政務調査費の対象とならない部分について他から何らかの支弁があった場合における政務調査費の算定について、特段の規定は設けられていない。

また、本件後援会による支出は、安斉議員の資金管理団体である本件後援会が安斉議員の政治的諸活動に係る事務所使用分として、賃借料の半分（残額）を支出したものである。

そうすると、第三者に事務所を転貸し賃借料を得ていたり、議員自身の政治活動とは評価できない活動を目的とする団体と事務所を共同使用し賃借料の支出を受けた事実があればともかく、資金管理団体である本件後援会のような支出を受けたかどうかは政務調査費の支出の適否及び交付額算定に影響を及ぼすものではないと解される。

（３）政務調査費からの本件事務所費の支出は、実費弁償の原則に反するか

次に、政務調査費からの本件事務所費の支出は、実費弁償の原則に反するか検証する。

この点について、請求人は、実費弁償の原則からすると、実際に負担していない経費を支出することはできないのであるから、按分の算定基礎となる賃借料を、安斉議員が議員事務所分として実際に支出した 51 万円と解すべきであると主張している。

これに対し、区議会事務局の抗弁書では、次のように説明されている。

本件事務所において、本件後援会に係る活動がその過半であることを示す証拠はなく、むしろ安斉議員によれば、政策立案やそのための情報収集、区議会レポートの作成などの政務調査活動が過半を占めているということであり、そうすると、本件事務所の年間賃借料の 1/2 の 51 万円を政務調査費から支出したとしても、それは全て政務調査活動に係る経費ということになるから、実費弁償の原則に反するものではない。

そこで、本件事務所費の支出が実費弁償の原則に反するかについて、以下判断する。

上記（１）の「政務調査費検討会報告書」においては、地方自治法の「議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、（中略）、政務調査費を交付することができる」という規定を踏まえ、実費弁償の原則とは、「政務調査費は、議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、議会における会派及び議員に対して交付されるものであり、必要経費の一部を実費として充当する（実費弁償）ものでなければならない」とされている。

この趣旨は、「政務調査費を政務調査活動に実際に要した費用に充当する」ということであり、言い換えると、「政務調査費を政務調査活動に実際に要した費用を超えて支出しない」ということを意味していると解するのが自然である。

したがって、実費弁償の原則の趣旨を「実際に負担していない経費を支出することはできない」と解する限りにおいては、請求人の主張は妥当であるということが出来るが、それをさらに進めて、「按分の算定基礎が実費である」と短絡して解することは失当である。

安斉議員の説明によれば、本件事務所における全ての活動時間のうち、半数以上の時間を政務調査活動に費やしているということであるから、同議員が事務所賃借料として支出した 102 万円のうち、少なくともその 1/2 である 51 万円は政務調査活動に実際に要した費用と考えられ、そうすると、本件事務所の年間賃借料の 1/2 の 51 万円を政務調査費から支出したとしても、政務調査費が政務調査活動に実際に要した費用を超えて支出されたということにはならず、実費弁償の原則に反するとはいえない。

以上を総合すると、政務調査費からの本件事務所費の支出は、使途基準及び使途基準細目に反するとは認められない。

また、本件事務所の賃借料に係る契約書、領収書等の証拠書類を確認したところ、本件事務所費の支出に係る事務処理は条例等に基づいて適正に行われているものと認められ、手続面においても違法・不当であるとはいえない。

以上のことから、安斉議員に対する平成 24 年度の政務調査費の事務所費支出に係る財務会計行為に違法・不当な点は認められず、請求人の主張には理由がないので、監査結果のとおり判断する。

3 意見・要望

監査の結果を踏まえ、監査委員としての意見・要望を以下に述べる。

議員事務所については、使途基準細目における「事務所専用」に区分される場合にも、他団体との共同使用など様々な態様があり得る。

今後、区議会において、どのような場合に按分の算定基礎から除くべきかを検討し、使途基準細目などにおいて、その留意事項等を設けるよう要望する。

別紙

杉並区職員措置請求書

杉並区監査委員御中

2014年3月3日

請求の趣旨

安斉昭杉並区議会議員の平成24年度(2012年度)政務調査費収支報告書を検討したところ、上記の条例等の規定に反する次のような違法・不当な支出があることが判明した。

杉並区議会議員・安斎昭氏に対して杉並区議会事務局は、2012年4月から2013年3月分事務所家賃の一部として政務調査費から計51万円を支出している。

- ① 2012年4月13日・12万7500円(4月～6月分・按分率50%)
- ② 2012年7月13日・12万7500円(7月～10月分・同)
- ③ 2012年10月13日・12万7500円(10月～12月分・同)
- ④ 2013年1月21日・12万7500円(1月～3月分・同)

しかしながら、これらのうち25万5000円は法律・条例・規則等に基づかない違法・無効な支出であり、安斉議員は同額の不当利得を有している。杉並区長は当該不当利得を返還請求せよ。

請求理由

安斉区議が区議会議長に提出した24年度政務調査費収支報告書ならびに提出資料によれば、杉並区西荻南2-18-19ウイング西荻南102所在の賃貸マンションについて、貸主・A、借主・安斉昭氏の間で賃貸借契約が結ばれている。賃料8万5000円と契約書には記載されている。そして、この契約金額を算出根拠として、安斉議員は「賃料の1/2」として年間51万円を政務調査費の事務所費に計上・支出した。

しかしながら、上記の支出がなされる一方で、当該不動産物件は第三者である政治団体「安斉あきら後援会」の従たる事務所でもあり、同政治団体から年間51万円が事務所賃借料として安斉あきら氏個人を経由して家主に支払われている事実が認められる。東京地裁の調査囑託に対する安斉昭氏の回答書にあきらかである。すわなち、安斉昭氏は年間102万円を家主に支出したが、そのうち51万円は議員とは別人格である「安斉あきら後援会」の事務所賃料を立て替えたものである旨述べている。こうした状況から、安斉議員が議員事務所分として実際に支出した賃料は年間51万円というべきである。政務調査費の上限額を算出する上で基礎とすべきはこの51万円であり、使途基準によって按分2分の1の25万5000円を上限とするのが正しい。

政務調査費は実費弁償が原則であり、実際に負担していない経費を支出することはできないのである。実際に支出した51万円の差額にあたる25万5000円は不当利得にあたり、返還を要する。

請求者

a

㊞

地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求します。

別紙

疎明資料

- 1 東京地裁調査囑託に対する安齊昭氏の回答
- 2 安齋あきら区議政務調査費収支報告書
- 3 「安齋あきら後援会」政治資金収支報告書・領収書
(3-1) (3-2)

以上

副 本

別紙 1

私は、平成25年9月4日付け調査嘱託申立書に対して、以下のとおり回答します。

① について

本件事務所(杉並区西荻南2-18-19 ウイング西荻南102)は「安斉あきら後援会」の従たる事務所である。

② について

本件事務所の賃料は年間総額102万円であり、「安斉あきら」が立て替えた家賃を適正に按分し経費(賃借料)として、「安斉あきら後援会」から安斉あきら個人に対し、2011年1月から12月分の51万円を支出している。また、2012年1月分から12月分についても同様である。

③ について

「安斉あきら後援会」の政治資金収支報告書に記載した経常経費51万円は、本件事務所の経費(賃借料)である。また、事務所費については、政治資金収支報告書の中で経常経費として扱うものであり適正な事務処理を行ったものである。

④ について

社会通念上、議員が事務所を有すれば、事務所は議員活動もしくは政治活動の拠点として使用する事は必然である。政治活動における支出(事務所費)については政治資金規正法に従いその用途を政治団体が計上する義務が発生する。すなわち、「安斉あきら」個人が、従たる事務所で政治活動を行っていても団体としての支出計上が求められる。本件事務所は「安斉あきら」個人が議員活動および、政治活動を行っている拠点に過ぎないことから、「安斉あきら」と「安斉あきら後援会」の間に転貸関係は存在しない

⑤ について

本件事務所において、議員活動および政治活動を行う事の説明をしており、家主も了承している。

⑥ について

②で説明したとおり、「安斉あきら」が立て替えていた51万円であることから、Aに支払った賃料102万円のうち51万円は「安斉あきら後援会」の支出である。

以 上

平成25年12月19日

署名・押印

安齋 昭 安斉あきら後援会長印

別記様式(第10条関係)

平成 25 年 4 月 4 日

杉並区議会議長 へ

議員名 安斉 あきら

平成 24 年度政務調査費収支報告書

杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の交付に関する条例第10条の規定に基づき、下記のとおり平成 24 年度政務調査費の収支について報告します。

記

1 収 入
政務調査費 1,920,000 円

2 支 出 (単位 円)

科 目	金 額	備 考
調 査 研 究 費	94,500	
研 修 費	0	
会 議 費	0	
資 料 作 成 費	0	
資 料 購 入 費	47,100	
広 報 費	1,115,086	
事 務 費	136,945	
事 務 所 費	529,403	
人 件 費	0	
合 計	1,923,034	

3 残 額 △ 3,034 円

注 備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。

第7号様式(第7条関係)

(その1)

平成 24 年度

政務調査費出納簿

平成 24 年 4 月 1 日 から

平成 25 年 3 月 31 日 まで

議員氏名 安齊 あきら



第7号様式(第7条関係)

(その2)

年	月	日	摘 要	(科目)	整理 番号	受	払	残
			前 業 繰 越					
24	4	5	新聞購読代2月分/朝日新聞	資料購入費	1		3,925	△ 3,925
24	4	5	携帯電話代2月分(50%)ソフトバンクモバイル	事務費	2		7,589	△ 11,514
24	4	10	政務調査費			480,000		468,486
24	4	13	事務所家賃4~6月分(50%) A	事務所費	3		127,500	340,986
24	4	25	月極駐車場代5月~7月分(50%)南ハウジング大	調査研究費	4		23,625	317,361
				4 月 分 計		480,000	162,639	317,361
			次 業 繰 越	累 計		480,000	162,639	317,361

第7号様式(第7条関係)

(その2)

年	月	日	摘 要	(科目)	整理 番号	受	払	残
			前 葉 繰 越			480,000	183,596	296,404
24	6	5	新聞購読代4月分 朝日新聞	資料購入費	1		3,925	292,479
24	6	5	携帯電話代4月分(50%)ソフトバンクモバイル	事務費	2		7,536	284,943
			6 月 分 計			0	11,461	△ 11,461
			次 葉 繰 越	累 計		480,000	195,057	284,943

第7号様式(第7条関係)

(その2)

年	月	日	摘 要	(科目)	整理番号	受	払	残
			前 葉 繰 越			960,000	367,805	592,195
24	8	6	新聞購読代6月分 朝日新聞	資料購入費	1		3,925	588,270
24	8	6	携帯電話代6月分(50%)ソフトバンクモバイル	事務費	2		7,536	580,734
24	8	29	電気代8月分(50%) 東京電力㈱	事務所費	3		1,112	579,622
24	8	29	固定電話代8月分(50%) NTTファイナンス㈱	事務費	4		1,289	578,333
24	8	29	インターネット接続料8月分(50%)NTTコミュニケーション	事務費	5		2,047	576,286
				8月分計		0	15,909	△ 15,909
			次葉繰越	累 計		960,000	383,714	576,286

第7号様式(第7条関係)

(その2)

年	月	日	摘要	(科目)	整理 番号	受	払	残
			前 葉 繰 越			960,000	401,090	558,910
24	10	5	新聞購読代8月分 朝日新聞	資料購入費	1		3,925	554,985
24	10	5	携帯電話代8月分(50%)ソフトバンクモバイル	事務費	2		6,550	548,435
24	10	10	政務調査費			480,000		1,028,435
24	10	13	事務所家賃10~12月分(50%) A	事務所費	3		127,500	900,935
24	10	25	月極駐車場代11月~1月分(50%)梅ハウジング大	調査研究費	4		23,625	877,310
24	10	26	電気代10月分(50%) 東京電力㈱	事務所費	5		1,172	876,138
24	10	26	固定電話代10月分(50%) NTTファイナンス㈱	事務費	6		1,289	874,849
24	10	26	インターネット接続料10月分(50%)NTTコミュニケーションズ	事務費	7		2,047	872,802
				10月分計		480,000	166,108	313,892
			次葉繰越	果計		1,440,000	567,198	872,802

第7号様式(第7条関係)

(その2)

年	月	日	摘 要	(科目)	整理 番号	受	払	残
			前 葉 繰 越			1,920,000	741,779	1,178,221
25	2	5	新聞購読代12月分 朝日新聞	資料購入費	1		3,925	1,174,296
25	2	5	携帯電話代12月分(50%)ソフトバンクモバイル	事務費	2		7,229	1,167,067
25	2	8	月極駐車場代2月~4月分(50%)南ハウジング大	調査研究費	3		23,625	1,143,442
25	2	27	電気代2月分(50%) 東京電力㈱	事務所費	4		756	1,142,686
25	2	27	固定電話代2月分(50%) NTTファイナンス㈱	事務費	5		1,289	1,141,397
25	2	27	インターネット接続料2月分(50%)NTTコミュニケーション	事務費	6		2,047	1,139,350
				2 月 分 計		0	38,871	△ 38,871
			次 葉 繰 越	累 計		1,920,000	780,650	1,139,350

収支報告書

(その1)

〒167-0023

東京都杉並区上井草4-16-8

1 主たる事務所の所在地

あんざいあきらこうえんかい

(ふりがな)

2 政治団体の名称 安斉あきら後援会

3 代表者の氏名 安齋 昭

4 会計責任者の氏名 安齋 昭

5 平成 24 年分

団体コード	0180120192001180
前年繰越額	4,254,367円

事務担当者の氏名 安齋 昭
 電話番号 03-3387-6331

受付	審査	確認
消込	パンチ	照合



※該当箇所に☑をすること。

政治団体の区分	
<input type="checkbox"/>	党
<input type="checkbox"/>	支部
<input type="checkbox"/>	政治資金団体
<input type="checkbox"/>	政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体
<input checked="" type="checkbox"/>	その他の政治団体
<input type="checkbox"/>	その他の政治団体の支部
活動区域の区分	
東京都内	

資金管理団体の指定の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
公職の種類	安齋 昭 (現・候)
資金管理団体の届出をした者の氏名	安齋 昭
(※) 資金管理団体の指定の期間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで

国会議員関係政治団体の区分	<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体 <input type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体
公職の候補者の氏名	
公職の種類	(現・候)

(※) 国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで
---------------------------	-----------------------

※報告対象年の途中で国会議員関係政治団体に該当した場合は報告又は届出をなくした場合は報告の対象外となる。

都 団 体 用

収 支 の 状 況

(その2)

項 目	金 額	項 目	金 額
I 収 入 総 額 (1)~(2)計	4,454,367	II 支 出 総 額 1~2の計	1,502,299
(1) 前年からの繰越額	4,254,367	1 経常経費の合計 (1)~(4)の計	752,299
(2) 本年の収入額 1~6の計	200,000	(1) 人 件 費	0
1 個人の負担する党費又は会費	0	(2) 光 熱 水 費	19,058
(党費又は会費を納入した人の数)	0	(3) 備品・消耗品費	0
2 寄附 (1)~(2)の計	200,000	(4) 事 務 所 費	733,241
(1) 寄附の区分 ア~ウの計	200,000	2 政治活動費の合計 (1)~(6)の計	750,000
ア 個人からの寄附	0	(1) 組 織 活 動 費	0
(うち 特 定 寄 附)	0	(2) 選 挙 関 係 費	0
イ 法人その他の団体からの寄附	0	(3) 機 関 紙 誌 の 発 行 そ の 他 の 事 業 費	0
ウ 政治団体からの寄附	200,000	ア~エの計	0
(寄附のうち寄附のあつせんによるもの)	0	ア 機 関 紙 誌 の 発 行 事 業 費	0
(2) 政党匿名寄附	0	イ 宣 伝 事 業 費	0
3 機関紙誌の発行その他の事業による収入	0	ウ 政 治 資 金 パ ー テ ィ ー 開 催 事 業 費	0
(1) (3のうち特定パーティーの対価に係る収入) (1000万円以上の政治資金パーティー)	0	エ その他の事業費	0
(2) (3のうち政治資金パーティーの対価に係る収入) (パーティーで1人20万円の支払)	0	(4) 調 査 研 究 費	0
((2)のうち対価の支払いのあつせんによるもの)	0	(5) 寄 附 ・ 交 付 金	750,000
4 借 入 金	0	(6) そ の 他 の 経 費	0
5 本部又は支部から供与された交付金に係る収入	0	備 考	
6 その他の収入 (1)~(2)の計	0		
(1) 10万円未満のもの	0		
(2) 10万円以上のもの	0	III 翌年への繰越額 (I-II)	2,952,068

(1, 2, 3のいずれかに○をつけてください)



(その7)

(7) 寄附の内訳		寄附者の区分		1. 個人		2. 法人・その他の団体		③ 政治団体	
		寄附者の氏名(又は名称)	金額	年月日	住所(又は所在地)	職業(又は代表者の氏名)	備考		
	門脇文良後援会	100,000	24 12 1	東京都杉並区成田東5-3-27	門脇文良				
	民主党東京都杉並区支部	100,000	24 12 22	東京都杉並区阿佐谷南3-1-3F	門脇文良				
	この頁の小計	200,000							
	その他の寄附	0							
	合計	200,000							

(注1) 同一者からの年間5万円超(5万円以上)の寄附は個別に記載してください。
 (注2) 同一者から複数回寄附を受けた場合は、寄附をした者(団体等)ごとに「名寄せ」して年月日順に記載し、その者の最後に「計」を入れてください。
 (注3) 「その他の寄附」と「合計」の欄は、個人、法人その他の団体又は政治団体の寄附者の区分ごとに、最後の頁に記載してください。
 (注4) 同一本部・支部(選挙等へ届出たものに限る)からの寄附や交付金は、(その5)に記載してください。

この様式は経常経費用です。

(その14)

(2) 経常経費(人件費を除く。)の内訳			光熱水費			
支出の目的	金額	項目別区分	年月日	支出を受けた者の氏名(又は名称)	支出を受けた者の住所(又は所在地)	備考
この頁の小計	0					
その他の支出	19,058					
合計	19,058					

(注1) 資金管理団体は、5万円以上の支出はすべて個別に記載し、5万円未満の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。
(注2) 国会議員関係政治団体は、1万円超(1万1円以上)の支出はすべて個別に記載し、1万円以下の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。
(注3) 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分ごとに、最後の頁に記載してください。

この様式は経常経費用です。

(その14)

支出の目的	(2) 経常経費 (人件費を除く。) の内訳		事務所費		備考
	金	額	年月日	支出を受けた者の氏名(又は名称)	
事務所賃借代 1月~12月分		510,000	24 12 31	安斉あきら	東京都杉並区上井草4-16-8
駐車場代 1月~12月分		94,125	24 12 31	安斉あきら	東京都杉並区上井草4-16-8
携帯電話代 1月~12月分		87,948	24 12 31	安斉あきら	東京都杉並区上井草4-16-8
この頁の小計		692,073			
その他の支出		41,168			
合計		733,241			

(注1) 資金管理団体は、5万円以上の支出はすべて個別に記載し、5万円未満の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。
(注2) 国会議員関係政治団体は、1万円超(1万1円以上)の支出はすべて個別に記載し、1万円以下の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。
(注3) 「その他の支出」と「合計」の欄は、左上の項目別区分ごとに、最後の頁に記載してください。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		寄付・交付金 (寄付)		備考
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名(又は名称)	支出を受けた者の住所(又は所在地)		
寄付	750,000	24 7 2	東京電力労働組合政治連盟	東京都港区浜松町1-21-2		
この頁の小計	750,000					
その他の支出	0					
合計	750,000					

(注1) 5万円以上の支出はすべて個別に記載し、5万円未満の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。

(注2) 国会議員関係政治団体は、1万円超(1万円以上)の支出はすべて個別に記載し、1万円以下の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。

(注3) 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の()の中の項目ごとに、最後の頁に記載してください。

資 産 等 の 状 況

(その17)

1 資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア 土地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。)又は貯金(普通貯金を除く。)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金 銭 信 託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

※有無について☑してださい。 (注) 有に☑の場合は「項目別区分」ごと(その18)が必要です。

宣誓書

(その20)

添付書類 (別添のとおり)

- 1 領収書等の写し
- 2 監査意見書 (政党本部及び政治資金団体に限る。)
- 3 政治資金監査報告書 (国会議員関係政治団体に限る。)

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

平成 25 年 3 月 28 日

政治団体の名称

安齊あきら後援会

会計責任者の氏名

安齊 昭



(↓代表者については、解散する年の収支報告書にのみ記載すること。)

代表者の氏名



(注1) 「会計責任者の氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず会計責任者本人が自署してください。
(注2) 「代表者の氏名」欄は、解散する場合に、解散する年の最後の収支報告書にのみ記載してください。

8

副本

乙第 21 号証 の 2

別紙 3-2

領 収 証

安齊あきら後援会

様

No. _____

★

4510.000-

但 象徴的負担代 1月分~12月分 (収務明細表との対照)

2012 年 12 月 31 日 (上記正仕領収いたしました)

内 訳

取扱金額

消費税額等 (%)

収 入
印 紙

五三三 927-1097

安齊あきら

〒07-0023 東京都杉並区北井草4-15-8

TEL&FAX 03-3397-6351

陳 述 書

年間家賃が102万円の事務所について、政治団体と安斉昭議員の二者が51万円ずつ出し合って借りている。この場合、安斉議員が政務調査費で請求できる事務所費はいくらか——。この問いに対する答えがそんなに難しいものなのか、ながながと住民監査請求や裁判をやらなければ決着がつかないようなものなのか、わたしは困惑を禁じえないでいます。

昨年2月、わたしは今回と同様の住民監査請求を行ないました。政治団体「安斉あきら後援会」が年間51万円で賃借しているのは書類上あきらかではないか、それにもかかわらずその後援会から支出がなされている51万円を含む102万円を基礎に按分した51万円を政務調査費から支出するのはおかしいのではないかと、常識感覚から思ったからです。しかし、ご存知のとおり請求は棄却されました。現在東京地方裁判所で審理が続いていますが、監査委員が棄却した際の認定事実は次のとおりでした。

「本件事務所の賃借料のうち政務調査費として交付された金額を控除した残余について、資金管理団体から同議員に政治資金として支出されたことを表すものと認めることが相当である」

そして「当該収支報告書及び領収書の記載を根拠に本件事務所が安斉議員から後援会に転貸され、年間51万円の賃借料が後援会から安斉議員に支払われているとする請求人の主張は採用することができない」と結論づけました。

すなわち、問題の事務所は賃借関係上はあくまで安斉昭議員だけの事務所である、政治団体「安斉あきら後援会」が賃借している事実はないという認識です。そうだから、賃料102万円を基礎に、使途基準の2分の1にあたる51万円の支出は適法だとの論旨でした。この事実認定は安斉議員の説明がもとになっていると理解するのが自然でしょう。

ところが、棄却に続いて起こした住民訴訟のなかで、安斉氏はこれと矛盾する釈明を行なうにいたりました。裁判所に提出した昨年12月19日付の文書（別紙1）によれば、次のように述べているのです。

- 1 本件事務所は「安斉あきら後援会」の従たる事務所である。
- 2 本件事務所の賃料は年間102万円であり、「安斉あきら」が立て替えた家賃を適正に按分し経費（賃借料）として、「安斉あきら後援会」から安斉あきら個人に対し、2011年1月から12月分の51万円を支出している。また2012年1月分から12月分についても同様である。
- 3 「安斉あきら後援会」の政治資金収支報告書に記載した経常経費51万円は、本件事務所の経費（賃借料）である。
- 4 「安斉あきら」と「安斉あきら後援会」の間に転貸関係は存在しない。
- 5 「安斉あきら」が立て替えていた51万円であることから、A（家主）に支払った賃料102万円のうち51万円は「安斉あきら後援会」の支出である。

賃借関係上、安斉あきら議員のみの事務所である、安斉あきら議員が借りている賃料は102

万円である。そう説明をしてきたとみられる安斉氏ですが、裁判になると、102万円のうち51万円は「安斉あきら後援会」の賃料だ、従たる事務所の賃料を立て替えたのだという説明をしているのです。前提事実が180度変わったのです。

さて、法令・規則上、政務調査費は政治活動や後援会活動、選挙活動に使うことができなません。そこで安斉氏が家主に払った102万円の内容をみると、そこには「安斉あきら後援会」の賃料51万円が含まれていることがわかります。安斉氏がそう説明しているのです。しかし、安斉氏はこの後援会賃料を含む102万円を基礎に按分2分の1として51万円を政務調査費から支出しているのです。間違いは一目瞭然ではないでしょうか。安斉氏の計算では、政治団体「安斉あきら後援会」の賃料を、政務調査費、つまり税金で払う結果となります。安斉あきら後援会の賃料を税金で払わなければならない理由は微塵もありません。

政治団体の賃料を立て替えているにもかかわらず議会事務局には説明しない。事務所費に関してこれほど紛らわしい支出をしているのは安斉昭氏だけです。前回の監査請求における安斉議員の説明のあり方も不誠実きわまりないというべきです。

巷間、一部の区議会議員のモラル低下や、内部監査制度の形骸化を指摘する声が聞こえてきます。区民の信頼を回復すべく、監査委員におかれましては、あらたに判明した事実立ち、慎重で公正な監査を願う次第です。

以上

2014年3月20日

請求人 a

⑨

別紙 2 - 1

25 杉並第 67606 号
平成 26 年 3 月 24 日

杉並区監査委員
小林 英雄 様
同
岩崎 英司 様

杉並区長 田中 良

政務調査費に関する住民監査請求に伴う抗弁書の提出について

平成 26 年 3 月 11 日付け 25 杉監査第 476 号により通知のあった標記の件について、別紙のとおり提出します。

標記の件について以下のとおり抗弁する。

1 政務調査費の制度制定の経緯

- (1) 地方公共団体は、現在の政務調査費が制度化される以前から地方自治法第 232 条の 2 の規定に基づき、議会の会派等に対し調査研究目的の経費を交付していた。これは、同法第 204 条の 2 の規定による、給与条例主義に反しないよう、補助金として交付していたものである。
- (2) 平成 12 年 5 月、政務調査費の制度化等を内容とする地方自治法の一部改正案が審議され、衆・参議院とも全会一致で可決した。政務調査費制度の創設を規定した地方自治法の一部を改正する法律（平成 12 年法律第 89 号）は、平成 12 年 5 月 31 日に公布され、平成 13 年 4 月 1 日に施行された。
- (3) 政務調査費については、平成 24 年 9 月 5 日に公布された地方自治法の改正を受け、杉並区においても政務活動費と改められたところであるが、その以前の地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 100 条第 14 項の内容は、「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができる。この場合において、当該政務調査費の交付の対象、額及び交付の方法は、条例で定めなければならない。」というもので、同項に基づき議員の調査研究に資するため、杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の交付に関する条例（平成 13 年条例第 26 号。以下「条例」という。）が制定された。

2 政務調査費の交付及び返還等に関する手続について

政務調査費の交付及び返還等に関する手続は、以下のとおりである。なお、政務調査費に係る予算の支出等については、区議会事務局次長に委任されている。

- (1) 政務調査費の交付を受けようとするときは、以下のどちらかを議長に届け出る。
 - ① 会派として政務調査費の交付を受けようとするときは、当該会派の代表者は、政務調査費に係る経理担当者を定め、所属議員の氏名等を議長（議長の職務を行う者がいないときは議会の事務局長）に届け出なければならない。（会派に係る政務調査費の交付に関する届）

その届け出た内容に異動を生じたときも同様とする。会派を解散したときは、その代表者であった者は、議長に届け出なければならない。（条例第 5 条第 1 項及び第 2 項）（杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の交付に関する条例施行規則（以下「規則」という。）第 1 号様式）
 - ② 議員に係る政務調査費の交付を受けようとするときは、議員は、その旨を議長に届け出なければならない。（議員に係る政務調査費の交付に関する届）

議員に係る政務調査費を受けないこととするときも同様とする。（条例第 5 条第 3 項）（規則第 2 号様式）

- (2) 議長は、上記(1)の届出に基づき、毎年度4月1日の政務調査費に係る会派及び議員の状況について、区長に通知（政務調査費交付対象者状況通知書）する。（条例第6条第1項）（規則第3号様式）

なお、年度途中で上記(1)の届出があった場合は、議長は速やかに区長に通知（政務調査費交付対象者変更通知書）する。（条例第6条第2項）（規則第4号様式）
- (3) 区長は、上記(2)の通知に基づき、速やかに政務調査費の交付の決定を行い、会派の代表者及び議員に通知（政務調査費交付決定通知書）する。（条例第7条）（規則第5号様式）
- (4) 会派の代表者及び議員は、上記(3)の通知を受けた後、毎四半期の最初の月の10日（その日が杉並区の休日を定める条例第1条に定める区の休日に当たるときは、その翌日）までに、区長に当該四半期に属する月数分の政務調査費を請求する。（条例第8条第1項）
- (5) 区長は、上記(4)の請求があったときは、速やかに政務調査費を交付する。（条例第8条第2項）
- (6) 会派の代表者及び議員は、一四半期の途中において、会派の解散、所属議員数の減員、又は議員の辞職等があった場合、当該事実の生じた日の属する月の翌月（その日が基準日である場合は、当月）分以降の政務調査費を区長に返還しなければならない。（条例第8条第4項及び第6項）
- (7) 区長は、政務調査費の交付を受けた会派及び議員がその年度において交付を受けた政務調査費の総額から、当該会派及び議員がその年度において行った政務調査費による支出（条例第9条に規定する使途基準に従って行った支出をいう。）の総額を控除して残余がある場合、当該残余の額に相当する額の政務調査費の返還を命ずることができる。（政務調査費返還命令書）（条例第12条）（規則第8号様式）
- (8) 会派の代表者及び議員は、前年度分の政務調査費収支報告書（以下「報告書」という。）に、政務調査費の収支を表す出納簿及び領収書その他の証拠書類を添えて議長に提出し、議長は、報告書を受け取ったときは、報告書の写しを区長へ送付する。（条例第10条第1項及び第3項）

3 政務調査費に係る、議会や議員の活動と執行機関の関与（調査等）についての見解

政務調査費は、議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として交付するものであり、会派及び議員が執行機関から独立して活動していく上で支障の無いような政治活動の自由を保障する視点で、執行機関として対応すべきものと考えている。

また、政務調査費の執行については、第一に会派や議員の倫理観を前提にした自己検査、第二に議会の代表者としての議長が調査することが妥当であり、あくまでも議会の自律性の中で処理することが適切と考えている。

4 使途基準について

区においては、条例第9条に基づき、規則第6条及び別表で政務調査費を使用する

際の使途基準を示している。

また、区議会内においては、「議会改革検討調査部会」や「政務調査費検討会」の検討結果に基づき、平成 19 年 3 月に、杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の取扱いに関する規程（以下「規程」という。）を議長訓令甲として制定するとともに、平成 20 年 4 月に第三者の意見を反映した政務調査費の「使途基準細目」を定めた。さらに、平成 22 年 4 月に規程を改正し、「使途基準細目」をより適切な内容に改めるなど、区議会の自律性により適正化と透明性の向上を図っている。

さらに、区議会では、平成 21 年 6 月に「杉並区議会政務調査費調査検討委員会」を設置し、その検討過程のなかで、政務調査費の公平性及び客観性を担保し、適正な執行を確保することを目的に、議長の諮問機関として「杉並区議会政務調査費専門委員会」を平成 22 年 5 月設置することとなった。両委員会では、監査結果で指摘を受けた事項等の基準の改正に向けて検討し、平成 23 年 5 月及び平成 24 年 4 月には「使途基準細目」の一部改正を行い、より明確な基準となっている。

以上の経緯を含め、政務調査費の適正な使用については、条例第 11 条の定めるところにより、議長が必要に応じ、会派の代表者及び議員が提出した前年度の報告書、政務調査費の収支を表す出納簿及び領収書その他の証拠書類を調査することができるとしており、一義的には、会派又は議員の自律的な良識ある判断に基づき、使途基準に従った支出がなされるべきものと解している。

5 今回の措置請求に関する区の見解

政務調査費は、学識経験者等を委員に加えた杉並区議会政務調査費専門委員会や常設している政務調査費調査検討委員会において検討を行い、平成 23 年に引き続き平成 24 年 4 月にも、第三者からの意見を反映させ使途基準細目を改正している。このように、時代の要請に応えられる使途基準づくりや区民への説明責任を果たすことなどを目指して検討を進め、適正な支出に努めてきたと理解しており、また、先に述べたとおり議会の自律性の中で適切に処理されたものと考えている。

加えて、政務調査費については、区は執行機関と議会ないしこれを構成する議員又は会派との抑制と均衡を図り、議会の自主性及び自律性を尊重しつつも、収支報告書の写しの内容から、政務調査費の適正な執行が行われているかをチェックすることで、その透明性を確保し、区長の交付者としての責任を果たしているものと考えている。

今回の措置請求の対象となっている安斉議員の平成 24 年度の事務所費の支出については、同じ内容で収支報告がなされていた当該議員の平成 23 年度分の事務所費の支出について、今回の措置請求者と同一の者が既に東京地方裁判所に訴えを提起し、現在審理中であるが、いずれの件も条例第 11 条に基づき、議長が報告書及び領収書等を調査し、適正な執行であると判断したものと考えている。その上で、執行機関である区長は、提出された報告書の写しをもとに政務調査費の支出について明らかな使途基準違反があるか等のチェックを行ったが、違反は見つからなかった。現在まで、修正等の新たな報告書の提出がないので、支出に誤りがあったとは、認識していない。

一方、区では、地方自治法の一部改正により、政務調査費から政務活動費に改められるなかで、適正な執行を確保するために、区議会との連携を更に深めていく必要性

がある。そのためには、他自治体の動きや判例、また、住民監査請求に対する監査の判断等を考慮し、政務活動費の制度趣旨を踏まえたうえで、区議会が目的としている時代の要請に応えられる使途基準などにも理解を深めることが求められている。

区は、今後とも執行機関と議会ないしこれを構成する議員又は会派との抑制と均衡を図り、議会の自主性及び自律性を尊重しつつも、収支報告書の写しの内容から、明らかな使途基準違反があるかをチェックすることで、区長の政務調査費または政務活動費の交付者としての責任を果たしていく所存である。

平成 26 年 3 月 24 日

抗弁書

監査委員あて

区議会事務局長

与島 正彦

1 政務調査費の条例等の制定について

議員の調査活動のための経費については、従前は、地方自治法第 232 条の 2 に基づく補助金として、杉並区規則に基づき区政調査研究費を支出していたが、平成 12 年 5 月の地方自治法（以下「法」という。）の一部改正により、「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付できる」こととされたことから、法第 100 条第 14 項に定める交付金として支出できることとされた。

上記法改正を受けて、当区では、平成 13 年 3 月 23 日に「杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の交付に関する条例（以下「条例」という。）」を、同年 3 月 30 日に同施行規則を定めている。

これにより、政務調査費の交付根拠が明定され、条例でその額、交付方法についても定めることとされたことにより、政務調査費は、条例に規定する要件を満たすものに対し、政策的判断を要することなく、一律に交付されることとなった。

2 政務調査費に関するこれまでの取組みについて

杉並区議会では、条例制定時から、全国都道府県議会議長会や全国市議会議長会のいわゆるモデル条例案では規定していないところの出納簿（平成 18 年度分までは写し）を収支報告書とあわせ議長に提出し、区民が閲覧できるよう定めて透明性の確保に努めている。その後、平成 18 年第 4 回区議会定例会においては、政務調査費の収支報告の際に領収書その他の証拠書類を添付する条例改正を全議員の総意により行っている。

また、政務調査費の用途に関しては、議会改革に関する検討調査部会を中心に議会内部で検討を重ね、「杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の取扱いに関する規程（以下「規程」という。）」を制定し、平成 19 年 5 月 1 日から施行している。

さらに、平成 19 年 11 月から翌 3 月まで議会内部に「杉並区議会政務調査費検討会」を設置して政務調査費の用途に関する検討を進め、学識経験者等第三者からの意見を踏まえ、別紙の「政務調査費検討会報告書」を取りまとめた。この報告書においては、政務調査費支出の基本的考え方として、①実費弁償の原則、②按分の原則、③透明性の原則を掲げるとともに、客観性をより担保させるため、政務調査費の「用途基準」をより具体化した詳細な「用途基準細目」を定めることとされた。そして、これを踏まえ、規

程に「使途基準細目」を追加し、平成20年4月交付分の政務調査費から適用している。

その後も、平成21年度に議会内部に設置した「杉並区議会政務調査費調査検討委員会（以下「検討委員会」という。）において、継続的に自主的な改善に取り組み、また、より適正な執行の確保を目的として、第三者によるチェック機関である「杉並区議会政務調査費専門委員会」を平成22年度に設置し、使途に関する事項を中心に検討を重ね、そこでの議論等を踏まえて検討委員会で検討を行い、使途基準細目の一部を改正する等、その時々々の社会情勢を踏まえ、継続的に見直しを図ってきている。

こうした見直しの中で、事務所費の賃借料についても、自己所有の場合、賃借の場合など具体的な事例に応じた取扱いについて定め、例規集に掲載（ホームページ上で公開）し明らかにしているところである。

3 本件措置請求書における事務所費の内容

安斉議員は、賃貸人との間で杉並区西荻南2丁目所在の物件（以下「本件事務所」という。）について月額85,000円で賃貸借契約を締結し、ここを安斉あきら事務所として使用している。

このことについては、本件事務所の居室数は1室（約18.38㎡）のみであり、事務所の扉及び扉の横には、安斉あきら事務所と書かれた看板が掲げられていること、安斉あきら後援会の従たる事務所が本件事務所を区分してその一部を外形上明確に占有している事実はないこと、また、本件事務所は、安斉あきら後援会を含め、他の団体等と転貸借契約を締結している事実はないことを区議会事務局で確認している。

また、安斉あきら後援会について、その構成員は代表者・会計責任者である安斉議員と会計責任者の職務代行者である同議員の妻の2名であること、同後援会の活動は専ら同議員により行われていることを区議会事務局で確認している。

本件事務所においては、区議会議員としての政務調査活動のほか、政治活動にも利用しているため、規程の「使途基準細目」に規定されているとおり、年間1,020,000円のうちの2分の1に当たる510,000円を政務調査費で支出し、残りの2分の1については、政治活動として利用していることから、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）に基づき、法第19条に規定する資金管理団体たる「安斉あきら後援会」によって、東京都選挙管理委員会に収支報告書を提出した旨の報告を受けている。

4 請求人の主張に対する反論

政務調査費は、支出項目が多様であり、その項目によっては、政務調査費の対象となる政務調査活動のほか、政務調査費の対象とはならない政党活動や後援会活動が含まれ、かつ、合理的に区分することが容易でない場合がある。このことから、政務調査活動とそれ以外の活動とを合理的に区分することが困難である場合には、社会通念上相当な割合によって経費を按分し、政務調査活動に係る経費を確定しなければならないとの考えにたち、詳細な経費按分の基準を使途基準細目として定めている。そして、事務所賃借料については、まさに政務調査活動とそれ以外の活動とを合理的に区分することが困難である場合に当たるとして、事務所専用で賃借する場合の支出割合の上限を賃借料の1/2

としている。

本件事務所においては、安斉議員は政務調査活動のほか、自身を代表者とする安斉あきら後援会（以下「本件後援会」という。）の活動等の政治活動を行っているところであり、政務調査活動とそれ以外の活動とを合理的に区分することが困難であることから、政務調査活動に係る事務所賃借料として、賃借料の1/2である510,000円を計上したところである。

請求人は、本件事務所の年間賃借料である1,020,000円のうち、510,000円は議員とは別人格である本件後援会が支出し、議員が議員事務所分として実際に支出した賃料は年間510,000円であることから、政務調査費の上限額を算出する上で基礎とすべき賃料は510,000円であり、支給されるべき政務調査費は、使途基準によって1/2の255,000円を上限とするのが正しいと主張する。

しかし、請求人が別人格とする本件後援会は、安斉議員自身を代表者とする政治資金規正法第19条に定めるその者のために政治資金の拠出を受けることとされた資金管理団体なのであるから以下のとおり請求人の主張は理由がない。

資金管理団体とは、平成19年6月12日の政治資金規正法改正の国会審議の中でも、「資金管理団体については政治家個人との人的、資金的一体性が強く認められる、・・・政治家の財布がわりである人的、資金的な一体性のある資金管理団体」等と言われているように、政治家とその資金管理団体は、その活動において一体的なものとして評価されるべきものである。それ故、政治家安斉あきらに対する政治資金として拠出された寄附等を本件後援会が受領し、その拠出された資金によってなされる本件後援会の代表者でもある安斉あきらが政治活動として使用した経費を明らかにするため、本件後援会が政治活動の使用分として賃料を支払ったのである。すなわち、本件後援会が、賃料として支出した事務所を主たる事務所あるいは従たる事務所と位置づけたとしても、そこで行われている活動は、本件後援会の活動であると同時に政治家安斉あきらの政治活動でもあるのである。

そうすると本件事務所は、政務調査活動と後援会活動等の政治活動のために使用されているのであるから、年間1,020,000円を按分した1/2を限度として政務調査費を充てても何ら問題になるものではない。

また、請求人は、政務調査費は実費弁償が原則であり、実際に負担していない経費を支出することはできないと主張する。

しかし、規程の使途基準細目において事務所賃借料の支出割合の上限は1/2としているのは、先に述べたとおり、政務調査活動とそれ以外の活動を区分するのが困難な場合や、政務調査活動の他に後援会活動等が行われることが通常であることから、当該事務所においてなされる、規程第2条1項各号に掲げる後援会活動等区政に関する調査研究に資するために必要とする経費に該当しないものにまで政務調査費が充てられないように設けられたものである。しかるに本件事務所において、本件後援会に係る活動がその過半であることを示す証拠はなく、むしろ安斉議員によれば、政策立案やそのための情報収集、区議会レポートの作成などの政務調査活動が過半を占めているということであり、そうすると、本件事務所の年間賃借料の1/2の510,000円を政務調査費から支出したとしても、それは全て政務調査活動に係る経費ということになるから、条例、規則、規程等のもとより、法の趣旨に反するものではない。

別 紙

政務調査費検討会 報告書



SUGINAMI
CITY
Assembly

平成20年3月

政務調査費検討会

はじめに

国際化・情報化・少子高齢化の進展など急速に変化する時代の流れのなか、国及び地方の政治に関する国民（住民）の意識は多様化している。特に、身近な自治体である杉並区では、区政に参画する住民が増加しており、杉並区議会にもその活性化と一層の透明性・信頼性が求められている。

こうした区民の要望を踏まえ、杉並区議会は議会改革にいち早く取り組んできたところである。

平成17年10月に第1期の「議会改革検討調査部会」を設置して議会改革の議論を精力的に進め、翌年4月には議員の本会議や委員会出席に対する日額費用弁償を廃止した。

平成18年10月からの第2期改革時には、マスコミ報道などで政務調査費の使途が世論の注目の的となった。杉並区議会でも例外ではなく、政務調査費の使途の妥当性等について区民から住民監査請求が出されるなどの事態も生じている。一方、この間の議会改革の検討を受け、同年12月には、政務調査費について、収支報告書・出納簿に加え、領収書原本の添付を義務付ける議案を全会一致で可決し、政務調査費の透明性の確保に努めてきた。

さらに、「議会改革検討調査部会」を中心に議会内部で検討を重ね、平成19年3月には「杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の取扱いに関する規程」を制定するとともに、この規程を運用するにあたって「政務調査費の取扱いに関する規程の運用にあたっての留意事項」のとりまとめも行い、区民からの一層の信頼を得るために努力を続けているところである。

今回、政務調査費の使途に関して、議会内部に「政務調査費検討会」を設置し、上記「留意事項」で「引き続き検討していく」とされている項目を中心に検討を進め、新たに「使途基準細目」の作成を行った。

作成にあたっては、学識経験者等の第三者からのご意見もお伺いし、そのご意見を「政務調査費支出の基本的考え方」や「使途基準細目」に反映させ、政務調査費の使途に関する客観性を担保するように努めた。

この報告書を踏まえ、政務調査費を効率的かつ有効に活用して議案審査や政策立案等に関する調査活動をより一層充実させるとともに、その透明性を高めていくことが、区民の信託に応える杉並区議会議員の責務であると考えている。

平成20年3月

政務調査費検討会 会長 河野 庄次郎

目 次

1 政務調査費支出の基本的考え方について	
(1)実費弁償の原則	1
(2)按分の原則	1
(3)透明性の原則	1
2 各経費の使途について	
(1)按分の基本的考え方について	2
(2)各経費について	
①調査研究費	3
②研修費	3
③会議費	4
④資料作成費	4
⑤資料購入費	4
⑥広報費	5
⑦事務費	5
⑧事務所費	6
⑨人件費	7
(3)政務調査費として支出できない経費	8
3 学識経験者等の意見の聴取について	9
付属資料	
政務調査費検討会委員名簿	10
政務調査費検討会で意見をお伺いした学識経験者等の方々	10
検討の経過	11
政務調査費検討会設置要領	12
杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の取扱いに関する規程	13
政務調査費使途基準細目一覧	17

1 政務調査費支出の基本的考え方について

政務調査費は、以下の原則に従い、各会派及び議員の責任において適切に支出するものとする。

(1) 実費弁償の原則

政務調査費は、議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、議会における会派及び議員に対して交付されるものであり、必要経費の一部を実費として充当する（実費弁償）ものでなければならない。

「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができる。この場合において、当該政務調査費の交付の対象、額及び交付の方法は、条例で定めなければならない。」（地方自治法第100条第13項）とされている。

杉並区では、「杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の交付に関する条例」（平成13年3月23日 条例第26号）を制定し、また、同条例の施行規則で使途基準を定めている。

(2) 按分の原則

政務調査費の支出にあたっては、調査研究活動とそうでない部分とを合理的に区分することが困難である場合には、社会通念上相当な割合による按分をして政務調査活動に資するために必要な費用の金額を確定しなければならない。

政務調査費の交付を受けた会派及び議員は、政務調査費を規則で定める使途基準に従って使用するものとし、区政に関する調査研究に資するために必要な経費以外のものに充ててはならない（杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の交付に関する条例 第9条）。

また、政務調査費の交付を受けた会派及び議員は、一の経費のうちに区政に関する調査研究に資するために必要なもの及びその他のものが含まれているときは、区政に関する調査研究に資する経費相当額を区分し、政務調査費により支出しなければならない（杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の取扱いに関する規程 第2条第2号）。

(3) 透明性の原則

区民に対する説明責任を果たすために、政務調査費の使途の透明性を高めていくものとする。使途内容を区民に対して説明できるように留意して調査研究活動を行わなければならない。また、政務調査費を効率的かつ有効に活用し、調査研究活動の成果を広く区民に周知するように努めなければならない。

杉並区議会では、条例制定時から政務調査費の出納簿の写しを区民が閲覧できるように定めており、区民に対する透明性の確保は図られてきたと認識している。また、平成18年第4回定例会において、政務調査費の収支報告の際に領収書その他の証拠書類を添付する条例改正を全議員の総意により行ったところである。

区民の一層の信頼を得るために、政務調査費使途基準の細目を定めて公表するなど、更なる透明性の確保を図る。

また、各会派及び各議員は政務調査費を効率的かつ有効に活用し、調査研究活動の成果を区政報告で区民に還元するなど、成果の透明性を高める努力をしなければならない。

2 各経費の使途について

政務調査費の使途基準（規則別表（第6条関係））をより具体化した詳細な「使途基準細目」を定めるものとする。また、経費の按分が必要な場合については、按分の基本的考え方に基づいて支出割合の上限を設定する。

（1）按分の基本的考え方について

政務調査費の交付を受けた会派及び議員は、政務調査費を規則で定める使途基準に従って使用するものとし、区政に関する調査研究に資するために必要な経費以外のものに充ててはならない（条例第9条）。

また、政務調査費の交付を受けた会派及び議員は、一の経費のうちに区政に関する調査研究に資するために必要なもの及びその他のものが含まれているときは、区政に関する調査研究に資する経費相当額を区分し、政務調査費により支出しなければならない（規程第2条第2号）。

さらに、杉並区議会では「政務調査費の取扱いに関する規程の運用にあたっての留意事項」（平成19年3月30日 18杉議会第1536号）を定め、各科目の内容ごとに政務調査費の支出割合の上限を設定したところである。

青森地裁判決（平成18年10月20日）では、「議員が政務調査研究活動に資するために必要な費用として支出したことについて資料を提出せず、これを補足する具体的な説明を行わない場合には、その金額や使途からみて資料の提出や補足する説明を行うまでもなく政務調査費であろうと社会通念上推認されるような支出（例えば政務調査研究活動に資する費用とされ得る社会通念上相当な範囲内の金額の電話料金、文房具代金、郵便代金等）を除き、これを正当な政務調査費の支出であると認めることはできない。調査研究活動とそうでない部分とを合理的に区分することが可能であるにもかかわらずそれをしておらず、その金額や使途からみてその大半が政務調査以外の活動に使用されていると社会通念上推認されるような場合においては、支出額全体が政務調査費の使途基準に合致しないものと認めるのが相当である。なお、合理的な区分が困難である場合には、社会通念上相当な割合による按分をして政務調査活動に資するために必要な費用の金額を確定するのが相当である。」としている。

政務調査費検討会では、先に設定した「政務調査費の取扱いに関する規程の運用にあたっての留意事項」の支出割合の上限設定を基本としつつ、青森地裁判決や学識経験者等の第三者の意見を参考にして、より詳細な経費按分等の基準を設定する。

(2) 各経費について

各経費の検討結果を、政務調査費交付条例施行規則の用途基準に定める科目ごとに「用途基準細目」としてまとめると以下のとおりである（用途基準の（ ）内は例示）。

① 調査研究費

《用途基準》

調査研究費	1 区の事務及び地方行財政に関する調査研究並びに調査委託・分析に要する経費 (調査委託費、宿泊費、交通費)
	2 調査研究活動のために必要な先進地調査又は現地調査に要する経費 (宿泊費、交通費)

《用途基準細目》

- 月極駐車場代の支出割合の上限は1/2とする
- ガソリン代の支出割合の上限は1/2とする（ただし、「政務調査視察報告書」を提出する視察等に要するガソリン代については、按分の必要はないものとする）
- 交通費の計上については、次のいずれかの方法による
 - a 「政務調査交通費記録簿」を作成して実費を計上する
 - b スイカ・パスモ等のチャージ料を計上する この場の支出割合の上限は3/4とする ただし、月額20,000円を超えることはできない

② 研修費

《用途基準》

研修費	1 会派又は議員が行う研修会、講演会に要する経費 (会場費、機材等借上費、講師謝礼金、宿泊費、交通費)
	2 他団体が開催する研修会、講演会への議員又は会派若しくは議員が雇用する職員の参加に要する経費 (宿泊費、交通費、参加費・会費)

《用途基準細目》

- 懇親会費の計上はできないものとする

③ 会議費

《使途基準》

会 議 費	1 調査研究に基づく政策立案のための会議の開催に要する経費 (会場費、機材等借上費、通信費)
	2 区民からの区政又は会派の政策等に対する要望、意見を聴取するための会議の開催に要する経費 (会場費、機材等借上費、通信費)

《使途基準細目》

- 会議等を主催する場合の茶菓代については、1人につき500円を限度とし、領収書等貼付用紙の備考欄に「会議の目的及び参加人数」を記載する

④ 資料作成費

《使途基準》

資料作成費	調査研究、研修、会議及び議会審議に必要な資料を作成するために要する経費 (原稿料、印刷・製本費)
-------	---

《使途基準細目》

- 細目なし

⑤ 資料購入費

《使途基準》

資料購入費	調査研究、研修、会議及び議会審議に必要な図書、資料等の購入に要する経費 (書籍購入費、新聞購読費、雑誌購読費)
-------	--

《使途基準細目》

- 購読新聞については、専ら議員本人以外が購読しているものは対象外とする
- 所属政党発行の機関紙の購読については、1人1部のみとする
- 電子辞書等備品的な性格を有するものについては、「資料購入費」ではなく、「事務費」(事務用品・備品購入費)として取扱う

⑥ 広報費

《使途基準》

広 報 費	調査研究活動及び区の政策に関する広報活動に要する経費 (印刷・製本費、広報紙等送料、会場費、機材等借上費)
-------	--

《使途基準細目》

- 印刷・製本費及び広報紙等送料については、実態に則して按分する

⑦ 事務費

《使途基準》

事 務 費	調査研究、研修、会議、資料作成、資料購入、広報及び議会審議に係る事務執行に要する経費 (事務用品・備品購入費、事務機器等借上費、インターネット接続料、通信費)
-------	--

《使途基準細目》

- 50,000円以上の物品は備品とし、備品を購入したときは備品台帳を作成し管理する
- 備品購入費については、実態に則して按分する
なお、購入・買替えにあたっては、所得税法上の減価償却資産に係る耐用年数を参考にする

【参考】主な「器具及び備品の耐用年数」

(所得税法上の減価償却資産に係る耐用年数表の一部を抜粋)

- ◆電子計算機
 - ・パーソナルコンピューター（サーバー用のものを除く） → 4年
 - ・その他のもの → 5年
- ◆複写機、計算機（電子計算機を除く）、金銭登録機、タイムレコーダーその他これらに類するもの → 5年
- ◆その他の事務機器 → 5年
- ◆テレタイプライター及びファクシミリ → 5年
- ◆インターホン及び放送用設備 → 6年
- ◆電話設備その他の通信機器
 - ・デジタル構内交換設備及びデジタルボタン電話設備 → 6年

- インターネット接続料については、実態に則して按分する

- 通信費に関する支出割合の上限設定は次のとおりとする

携帯電話	1 / 2
固定電話（事務所専用）	1 / 2
固定電話（事務所自宅兼用 FAX あり）	1 / 2
固定電話（事務所自宅兼用 FAX なし）	1 / 4

- 政務調査活動に使用する電話・FAX については必要最小限の台数とし、その番号を議長に届け出るものとする
- 名刺代については、政務調査費による支出はできないものとする

⑧ 事務所費

《使途基準》

事務所費	調査研究に必要な事務所の設置、管理に要する経費 (事務所賃借料、CATV・電話回線敷設料、維持管理費)
------	--

《使途基準細目》

- 事務所賃借料について

自己所有	計上できない	
賃借	事務所専用	事務所賃借料の支出割合の上限は1 / 2とする
	自宅兼用	事務所賃借料の支出割合の上限は1 / 2とする なお、支出割合上限設定基準額は、事務所部分の面積等を考慮した按分率を乗じた額とする 支出割合上限設定基準額 (自宅賃借料×按分率) × 1 / 2

※ 自己所有とは自己又は生計を一にする親族の所有をいう

※ 個人（一人会派含む）で契約する事務所賃借料の政務調査費支出金額の上限は月額 50,000 円とする

○ 事務所光熱水費について

自己所有	事務所光熱水費の支出割合の上限は1/2とする なお、支出割合上限設定基準額は、事務所部分の面積等を考慮した按分率を乗じた額とする 支出割合上限設定基準額 (自宅光熱水費×按分率) × 1/2	
	事務所専用	事務所光熱水費の支出割合の上限は1/2とする
賃借	自宅兼用	事務所光熱水費の支出割合の上限は1/2とする なお、支出割合上限設定基準額は、事務所部分の面積等を考慮した按分率を乗じた額とする 支出割合上限設定基準額 (自宅光熱水費×按分率) × 1/2

⑨ 人件費

《使途基準》

人 件 費	上記調査研究、研修、会議、資料作成、資料購入及び広報に係る事務等を補助する職員を雇用する経費 (賃金、社会保険料、交通費)
-------	--

《使途基準細目》

- 日常的に勤務する職員の賃金の支出割合の上限は1/2とする
ただし、議員と生計を一にする親族を上記職員として雇うことはできない
- 臨時に勤務する職員の賃金については勤務内容と日給・時給等を明記のうえ、勤務実績に応じて支払うものとする
ただし、支払額は議員一人あたり月額50,000円を超えることはできない

(3) 政務調査費として支出できない経費

次に掲げる経費は、区政に関する調査研究に資するために必要とする経費に該当しないものとする。

- ① 選挙活動に関する経費
- ② 政党活動に関する経費
- ③ 後援会活動に関する経費
- ④ 交際費（慶弔費、せん別、病気見舞、新・忘年会費等）に関する経費
- ⑤ 飲食（会議等を主催する場合の茶菓を除く。）に関する経費
- ⑥ 政務調査の目的に合致しない個人的技能の習得に関する経費
- ⑦ 日常的に使用する自動車の購入及びリースに関する経費
- ⑧ 自動車の維持管理（公租、車検、保険、修理）に関する経費
- ⑨ その他政務調査の目的に合致しない経費

3 学識経験者等の意見の聴取について

当検討会では、検討の途中経過を「中間のまとめ」としてとりまとめ、これに対して学識経験者等の方々から意見をお伺いした。意見の主なものの概要は下記のとおりである。

【政務調査費支出の基本的考え方について】

- 区民に政務調査費が有効に使われていることが分かるように「成果」の透明性にも配慮が必要ではないでしょうか
- 政務調査費が無駄なく区政に生かされているかという意味から、効率性・有効性という観点も必要だと思います
- 政務調査費の使途とともに、成果も区民に周知してはいかがかと思います

【広報費について】

- 広報紙の原本添付については、実際に訴訟で争われたケースもあるので、何からの外形的事実を確認できるものが良かった方が良くと思います

【事務費について】

- 通信費に関してはある程度の実績値を出しておくことが大切です
その実績値とこの基準の金額があまり乖離していなければ、区民の理解は得られるのではないのでしょうか
- 携帯電話についても、按分基準設定しておいた方が良くと思います
通信費の中で携帯電話だけが実態に則して合理的に按分するとなっていますが、その決め方自体に合理性があまりないように思います

【事務所費について】

- 監査委員の意見・要望に「実態に則した厳格な算出方法を定めることが望ましい」とありますが、この基準は他区と比較してあまり厳格ではないような気がします
- 税法の基準、例えば自営業の方でしたら自宅のうちの事務所部分を按分していますので、監査委員が指摘しているのはそのようなことだと思います

【人件費について】

- 正規雇用職員の人件費の計上を全額認めるのは支出制限経費としての「選挙活動に関する経費」「政党活動に関する経費」「後援会活動に関する経費」にひっかかってくると思います

【政務調査費検討会委員名簿】

会 長	河 野 庄次郎
副会長	横 山 え み
委 員	富 本 卓
委 員	島 田 敏 光
委 員	小 川 宗次郎
委 員	鈴 木 信 男
委 員	小 野 清 人
委 員	岩 田 いくま

【政務調査費検討会で意見をお伺いした学識経験者等の方々】

氏 名	現 職
内 山 忠 明	日本大学法学部教授・弁護士
児 玉 博 昭	白鷗大学法学部准教授
高 橋 新一郎	(社) 杉並青色申告会 会長 ほか
中 村 香 子	日本公認会計士協会東京会杉並会 副会長

(五十音順)

【検討の経過】

回数	日程	主な検討内容
第1回	平成19年 11月27日	○ 委員の指名について ○ 検討スケジュール及び検討項目について ○ 按分の基本的考え方について ○ 各経費について
第2回	11月29日	○ 各経費について
第3回	12月6日	○ 各経費について ○ 「中間のまとめ たたき台」について ○ 意見聴取対象者について
第4回	12月21日	○ 「中間のまとめ たたき台」について
第5回	平成20年 1月24日	○ 意見聴取及び意見交換
第6回	1月31日	○ 意見聴取及び意見交換
第7回	2月20日	○ 聴取意見の反映について
第8回	2月28日	○ 聴取意見の反映について
第9回	3月5日	○ 聴取意見の反映について
第10回	3月12日	○ 報告書(案)について

政務調査費検討会設置要領

平成19年11月19日決定
19杉議会第1081号

(設置)

第1条 杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の取扱いに関する規程（平成十九年三月三十日 議長訓令甲第一号）及び政務調査費の取扱いに関する規程の運用にあたっての留意事項（平成19年3月30日 18杉議会第1536号）に定める内容等を検討することを目的として、政務調査費検討会（以下、「検討会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討会は、次の事項について検討する。

- (1) 政務調査費の使途に関する事項
 - (2) その他検討会が必要と認めた事項
- 2 検討会は、必要に応じ、学識経験者等の意見を聴くことができる。

(構成)

第3条 検討会は、委員8名以内をもって構成し、会長及び副会長を置く。

- 2 会長は議長職にある者とし、会議を統括する。
- 3 副会長は副議長職にある者とし、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。
- 4 その他の委員は、会長が指名する。

(検討期間)

第4条 検討期間は平成19年11月19日から20年3月31日までとする。

(会議)

第5条 検討会は、会長が招集する。

- 2 検討会の会議は、委員の過半数が出席しなければこれを開くことができない。
- 3 検討会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(会議の非公開)

第6条 検討会は、非公開とする。ただし、検討会が特に必要と認めたときは、この限りではない。

(守秘義務)

第7条 検討会の委員は職務上知りえた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(補則)

第8条 この要領に定めるもののほか、検討会の会議その他検討会の運営に必要な事項は、会長が検討会に諮って定める。

(庶務)

第10条 検討会の庶務は、議会事務局庶務係において処理する。

附 則

この要領は、平成19年11月19日から施行する。

杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の取扱いに関する規程

(平成十九年三月三十日)

(議長訓令甲第一号)

改正 平19-2

(趣旨)

第一条 この規程は、杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の交付に関する条例（平成十三年杉並区条例第二十六号。以下「条例」という。）及び杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の交付に関する条例施行規則（平成十三年杉並区規則第三十五号。以下「規則」という。）に定める政務調査費の取扱いについて、地方自治法第百四条に規定する議長の権限に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(支出基準)

第二条 次に掲げる経費は、区政に関する調査研究に資するために必要とする経費に該当しないものとする。

- 一 選挙活動に関する経費
- 二 政党活動に関する経費
- 三 後援会活動に関する経費
- 四 交際費（慶弔費、せん別、病氣見舞、新・忘年会費等）に関する経費
- 五 飲食（会議等を主催する場合の茶菓を除く。）に関する経費
- 六 政務調査の目的に合致しない個人的技能の習得に関する経費
- 七 日常的に使用する自動車の購入及びリースに関する経費
- 八 自動車の維持管理（公租、車検、保険、修理）に関する経費
- 九 その他政務調査の目的に合致しない経費

2 政務調査費の交付を受けた会派及び議員は、一の経費のうちに区政に関する調査研究に資するため必要なもの及びその他のものが含まれるときは、区政に関する調査研究に資する経費相当額を区分し、政務調査費により支出しなければならない。

3 規則第六条の使途基準の細目は、別表のとおりとする。

(領収書等の提出)

第三条 条例第十条第一項及び第二項に規定する領収書その他の証拠書類（次項に規定する第二号様式を除く。）は、領収書等貼付用紙（第一号様式）にそれぞれ貼付するものとする。

2 会派及び議員が政務調査活動のため交通機関を利用して出張し、その実費を政務調査費により支出する場合は、政務調査交通費記録簿（第二号様式）を作成するものとする。

(帳票類等の提出)

第四条 条例第五条第一項の届出を行った会派の経理担当者及び同条第三項の届出を行った議員は、政務調査費を次に掲げる経費に充てたときは、当該各号に掲げる帳票類等を作成し、条例第十条第一項に規定する政務調査費収支報告書に添えて議長に提出するものとする。

一 宿泊を伴う先進地調査若しくは現地調査又は研修会若しくは講演会に要する経費 政務調査視察報告書（第三号様式）

二 広報紙の作成に要する経費 当該広報紙

三 事務所の賃借料 事務所の賃貸借契約書の写し又は事務所の図面及び写真等、事務所の要件を具備していることを証明する書類

四 事務等を補助する職員を雇用する経費 雇用契約書の写し又はその者の氏名、住所、生年月日、業務内容、賃金及び雇用期間等、勤務の実情を証明する書類

2 議長は、前項の帳票類について、条例第十条第四項に規定する期間まで保存し、政務調査視察報告書及び広報紙を閲覧に供しなければならない。

(その他)

第五条 この規程の施行に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

1 この規程は、平成十九年五月一日から施行する。

2 この規程は、この規程の施行の日以後に交付する政務調査費について適用する。

附 則

1 この規程は、平成二十年四月一日から施行する。

第1号様式 略

(第3条関係)

第2号様式 略

(第3条関係)

第3号様式 略

(第4条関係)

別表（第二条関係）
政務調査費使途基準細目

科目	内 容								
調査研究費	<ul style="list-style-type: none"> ○ 月極駐車場代の支出割合の上限は1/2とする ○ ガソリン代の支出割合の上限は1/2とする（ただし、「政務調査視察報告書」を提出する視察等に要するガソリン代については、按分の必要はないものとする） ○ 交通費の計上については、次のいずれかの方法による <ul style="list-style-type: none"> a 「政務調査交通費記録簿」を作成して実費を計上する b スイカ・パスモ等のチャージ料を計上する この場合の支出割合の上限は3/4とする ただし、月額20,000円を超えることはできない 								
研 修 費	<ul style="list-style-type: none"> ○ 懇親会費の計上はできないものとする 								
会 議 費	<ul style="list-style-type: none"> ○ 会議等を主催する場合の茶菓代については、1人につき500円を限度とし、領収書等貼付用紙の備考欄に「会議の目的及び参加人数」を記載する 								
資料作成費	<ul style="list-style-type: none"> ○ 細目なし 								
資料購入費	<ul style="list-style-type: none"> ○ 購読新聞については、専ら議員本人以外が購読しているものは対象外とする ○ 所属政党発行の機関紙の購読については、1人1部のみとする ○ 電子辞書等備品的な性格を有するものについては、「資料購入費」ではなく、「事務費」（事務用品・備品購入費）として取扱う 								
広 報 費	<ul style="list-style-type: none"> ○ 印刷・製本費及び広報紙等送料については、実態に則して按分する 								
事 務 費	<ul style="list-style-type: none"> ○ 50,000円以上の物品は備品とし、備品を購入したときは備品台帳を作成し管理する ○ 備品購入費については、実態に則して按分する なお、購入・買替えにあたっては、所得税法上の減価償却資産に係る耐用年数を参考にする ○ インターネット接続料については、実態に則して按分する ○ 通信費に関する支出割合の上限設定は次のとおりとする <table border="1" style="margin-left: 20px; width: 100%;"> <tbody> <tr> <td>携帯電話</td> <td>1/2</td> </tr> <tr> <td>固定電話（事務所専用）</td> <td>1/2</td> </tr> <tr> <td>固定電話（事務所自宅兼用 FAXあり）</td> <td>1/2</td> </tr> <tr> <td>固定電話（事務所自宅兼用 FAXなし）</td> <td>1/4</td> </tr> </tbody> </table> ○ 政務調査活動に使用する電話・FAXについては必要最小限の台数とし、その番号を議長に届けるものとする ○ 名刺代については、政務調査費による支出はできないものとする 	携帯電話	1/2	固定電話（事務所専用）	1/2	固定電話（事務所自宅兼用 FAXあり）	1/2	固定電話（事務所自宅兼用 FAXなし）	1/4
携帯電話	1/2								
固定電話（事務所専用）	1/2								
固定電話（事務所自宅兼用 FAXあり）	1/2								
固定電話（事務所自宅兼用 FAXなし）	1/4								

科目	内 容	
事務所費	○ 事務所賃借料について	
	自己所有	計上できない
	賃借	事務所専用 事務所賃借料の支出割合の上限は1/2とする
		自宅兼用 事務所賃借料の支出割合の上限は1/2とする なお、支出割合上限設定基準額は、事務所部分の面積等を考慮した按分率を乗じた額とする 支出割合上限設定基準額 (自宅賃借料×按分率) × 1/2
<p>※ 自己所有とは自己又は生計を一にする親族の所有をいう</p> <p>※ 個人（一人会派含む）で契約する事務所賃借料の政務調査費支出金額の上限は月額50,000円とする</p>		
人件費	○ 事務所光熱水費について	
	自己所有	事務所光熱水費の支出割合の上限は1/2とする なお、支出割合上限設定基準額は、事務所部分の面積等を考慮した按分率を乗じた額とする 支出割合上限設定基準額 (自宅光熱水費×按分率) × 1/2
	賃借	事務所専用 事務所光熱水費の支出割合の上限は1/2とする
自宅兼用 事務所光熱水費の支出割合の上限は1/2とする なお、支出割合上限設定基準額は、事務所部分の面積等を考慮した按分率を乗じた額とする 支出割合上限設定基準額 (自宅光熱水費×按分率) × 1/2		
<p>○ 日常的に勤務する職員の賃金の支出割合の上限は1/2とする ただし、議員と生計を一にする親族を上記職員として雇うことはできない</p> <p>○ 臨時に勤務する職員の賃金については勤務内容と日給・時給等を明記のうえ、勤務実績に応じて支払うものとする ただし、支払額は議員一人あたり月額50,000円を超えることはできない</p>		

科目	内 容	内 容
調査研究費	1. 区の研究及び地方行政費に関する調査研究並びに調査委託・分析に要する経費 (調査委託費、宿泊費、交通費) 2. 調査研究活動のために必要なる先達場調査又は現地調査に要する経費 (宿泊費、交通費)	○ 月報連事場代の支出割合の上限は1/2とする ○ ガンリン代の支出割合の上限は1/2とする(ただし、「取寄品等買掛金報告書」を提出する経路等に要するガンリン代については、該分の必要はないものとする) ○ 交通費の計上については、次のいずれかの方法による a 「取寄品等買掛金報告書」を作成して実費を計上する b スイカ・パスモ等のチャージ料を計上する この場合の支出割合の上限は3/4とする ただし、月額20,000円を越えることはできない ○ 懇親会費の計上はできないものとする
研修費	1. 会派又は議員が行う研修会、講演会に要する経費 (会費、機材等借上費、宿泊費、交通費) 2. 協同体が開催する研修会、講演会への議員又は会派若しくは議員が使用する議員の参加に要する経費 (宿泊費、交通費、参加費、会費)	
会費	1. 調査研究に基づく政策立案のための会費の開催に要する経費 (会費、機材等借上費、通信費) 2. 区民からの区政又は会派の政策等に対する要請、意見を聴取するため の会費の開催に要する経費 (会費、機材等借上費、通信費)	○ 会費等を主催する場合は承認代については、1人につき500円を限度とし、領収書等貼付用紙の欄外に「会議の目的及び参加人数」を記載する
資料作成費	調査研究、研修、会費及び懇親会等に必要なる資料を作成するために要する経費 (原稿料、印刷・製本費)	○ 期日なし
資料借入費	調査研究、研修、会費及び懇親会等に必要なる図書、資料等の借入に要する経費 (書籍借入費、新聞購読費、雑誌購読費)	○ 購読新聞については、専ら議員本人以外が購読しているものは対象外とする ○ 所属党発行の機関紙の購読については、1人1部のみとする ○ 電子辞書等備品的な経費を消すものについては、「資料借入費」ではなく、「事務用品・備品借入費」として取扱う
広報費	調査研究活動及び区政の政策に関する広報活動に要する経費 (印刷・製本費、広報紙等送料、会費、機材等借上費)	○ 印刷・製本費及び広報紙等送料については、実際に別して算分する
事務費	調査研究、研修、会費、資料作成、資料借入、広報及び随会事務等に要する経費 (事務用品・備品借入費、事務機器等借上費、インターネット接続料、通信費)	○ 50,000円以上の物品は備品とし、備品を借入したときは備品台帳を作成し管理する ○ 備品借入費については、実際に別して算分する なお、購入・買替えに当たっては、所得税法上の減価償却資産に係る耐用年数を参考に算分する

科目	内 容	内 容						
事務費	<p>インターネット接続料については、実額に則して按分する</p> <p>○ 通信費に関する支出割合の上限設定は次のとおりとする</p> <table border="1"> <tr> <td>携帯電話 (事務所専用)</td> <td>1/2</td> </tr> <tr> <td>固定電話 (事務所専用FAXあり)</td> <td>1/2</td> </tr> <tr> <td>固定電話 (事務所自宅兼用FAXなし)</td> <td>1/4</td> </tr> </table> <p>○ 出張費活動に使用する電話・FAXについては必要最小限の台数とし、その番号を調査に届け出るものとする</p> <p>○ 名刺代については、取寄郵便費による支出はできないものとする</p> <p>○ 事務所賃借料について</p>	携帯電話 (事務所専用)	1/2	固定電話 (事務所専用FAXあり)	1/2	固定電話 (事務所自宅兼用FAXなし)	1/4	<p>政務所基本費使途基準</p> <p>内 容</p> <p>調査研究に必要な事務所の設置、管理に要する経費 (事務所賃借料、CATV・電話回線費、維持管理費)</p>
携帯電話 (事務所専用)	1/2							
固定電話 (事務所専用FAXあり)	1/2							
固定電話 (事務所自宅兼用FAXなし)	1/4							
事務費	<p>計上できない</p> <p>事務所専用 事務所賃借料の支出割合の上限は1/2とする</p> <p>自 宅兼用 事務所賃借料の支出割合の上限は1/2とする なお、支出割合上限設定基準額は、事務所部分の面積等を考慮した按分率を乗じた額とする (自宅賃借料×按分率) × 1/2</p> <p>※ 自己所有とは自己又は生計を一にする親族の所有をいう ※ 個人(一人会派含む)で契約する事務所賃借料の取寄調査支出金額の上限は月額50,000円とする</p> <p>○ 事務所光熱水費について</p> <p>事務所光熱水費の支出割合の上限は1/2とする なお、支出割合上限設定基準額は、事務所部分の面積等を考慮した按分率を乗じた額とする (自宅光熱水費×按分率) × 1/2</p> <p>事務所専用 事務所光熱水費の支出割合の上限は1/2とする</p> <p>自 宅兼用 事務所光熱水費の支出割合の上限は1/2とする なお、支出割合上限設定基準額は、事務所部分の面積等を考慮した按分率を乗じた額とする (自宅光熱水費×按分率) × 1/2</p>	<p>事務所光熱水費</p> <p>事務所光熱水費の支出割合の上限は1/2とする なお、支出割合上限設定基準額は、事務所部分の面積等を考慮した按分率を乗じた額とする (自宅光熱水費×按分率) × 1/2</p>						
人件費	<p>上掲調査研究、研修、会議、資料作成、資料購入及び広報に係る事務等を補助する職員を雇用する経費 (賃金、社会保険料、交通費)</p>	<p>○ 日帯約に勤務する職員の賃金の支出割合の上限は1/2とする ただし、議員と生計を一にする親族を上記職員として雇うことはできない</p> <p>○ 臨時に勤務する職員の賃金については勤務内容と日給・時給等を明記のうえ、勤務実績に応じて支払うものとする ただし、支払額は職員一人あたり月額50,000円を超えない</p>						

注 使途基準の括弧内は例外



なみすけ © SUGINAMI CITY

25 杉議会第 1091 号
平成 26 年 3 月 24 日

杉並区監査委員
小林 英雄 様
同
岩崎 英司 様

杉並区議会
議長 大泉 時男

政務調査費に係る調査について（回答）

- 1 「杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の交付に関する条例」に基づく議長の調査の実施について

平成 26 年 3 月 11 日付 25 杉監査第 477 号の調査依頼に基づき、条例第 11 条に規定している政務調査費の議長による調査を実施した。

安斉あきら議員の事務所費（平成 24 年度分）に関する部分における請求人が指摘する不当である等と記載してある内容について、使途基準その他の法規等に照らして、違法・不当であるか否かについて確認を行った。

- 2 調査結果について

安斉議員が行う調査研究活動として合理性ないし必要性を欠くことが明らかであると認められるものはなく、平成 24 年度の使途基準及び同細目に基づく適正な支出が行われていた。

- 3 請求人の主張に対する見解等

安斉議員は、賃貸人との間で杉並区西荻南 2 丁目所在の物件（以下「本件事務所」という。）について月額 85,000 円で賃貸借契約を締結し、ここを安斉あきら事務所として使用している。

このことについては、本件事務所の居室数は 1 室（約 18.38㎡）のみであり、事務所の

扉及び扉の横には、安斉あきら事務所と書かれた看板が掲げられていること、安斉あきら後援会の従たる事務所が本件事務所を区分してその一部を外形上明確に占有している事実はないこと、また、本件事務所は、安斉あきら後援会を含め、他の団体等と転貸借契約を締結している事実はないことを区議会事務局で確認している。

また、安斉あきら後援会について、その構成員は代表者・会計責任者である安斉議員と会計責任者の職務代行者である同議員の妻の2名であること、同後援会の活動は専ら同議員により行われていることを区議会事務局で確認している。

本件事務所においては、区議会議員としての政務調査活動のほか、政治活動にも利用しているため、規程の「使途基準細目」に規定されているとおり、年間1,020,000円のうちの2分の1に当たる510,000円を政務調査費で支出し、残りの2分の1については、政治活動として利用していることから、政治資金規正法に基づき、同法第19条に規定する資金管理団体たる「安斉あきら後援会」によって、東京都選挙管理委員会に収支報告書を提出した旨の報告を受けている。

政務調査費は、支出項目が多様であり、その項目によっては、政務調査費の対象となる政務調査活動のほか、政務調査費の対象とはならない政党活動や後援会活動が含まれ、かつ、合理的に区分することが容易でない場合がある。このことから、政務調査活動とそれ以外の活動とを合理的に区分することが困難である場合には、社会通念上相当な割合によって経費を按分し、政務調査活動に係る経費を確定しなければならないとの考えにたち、詳細な経費按分の基準を使途基準細目として定めている。そして、事務所賃借料については、まさに政務調査活動とそれ以外の活動とを合理的に区分することが困難である場合に当たるとして、事務所専用で賃借する場合の支出割合の上限を賃借料の1/2としている。

本件事務所においては、安斉議員は政務調査活動のほか、自身を代表者とする安斉あきら後援会（以下「本件後援会」という。）の活動等の政治活動を行っているところであり、政務調査活動とそれ以外の活動とを合理的に区分することが困難であることから、政務調査活動に係る事務所賃借料として、賃借料の1/2である510,000円を計上したところである。

請求人は、本件事務所の年間賃借料である1,020,000円のうち、510,000円は議員とは別人格である本件後援会が支出し、議員が議員事務所分として実際に支出した賃料は年間510,000円であることから、政務調査費の上限額を算出する上で基礎とすべき賃料は510,000円であり、支給されるべき政務調査費は、使途基準によって1/2の255,000円を上限とするのが正しいと主張する。

しかし、請求人が別人格とする本件後援会は、安斉議員自身を代表者とする政治資金規正法第19条に定めるその者のために政治資金の拠出を受けることとされた資金管理団体なのであるから以下のとおり請求人の主張は理由がない。

資金管理団体とは、平成19年6月12日の政治資金規正法改正の国会審議の中でも、「資金管理団体については政治家個人との人的、資金的一体性が強く認められる、・・・

政治家の財布がわりである人的、資金的な一体性のある資金管理団体」等と言われているように、政治家とその資金管理団体は、その活動において一体的なものとして評価されるべきものである。それ故、政治家安斉あきらに対する政治資金として拠出された寄附等を本件後援会が受領し、その拠出された資金によってなされる本件後援会の代表者でもある安斉あきらが政治活動として使用した経費を明らかにするため、本件後援会が政治活動の使用分として賃料を支払ったのである。すなわち、本件後援会が、賃料として支出した事務所を主たる事務所あるいは従たる事務所と位置づけたとしても、そこで行われている活動は、本件後援会の活動であると同時に政治家安斉あきらの政治活動でもあるのである。

そうすると本件事務所は、政務調査活動と後援会活動等の政治活動のために使用されているのであるから、年間1,020,000円を按分した1/2を限度として政務調査費を充てても何ら問題になるものではない。

また、請求人は、政務調査費は実費弁償が原則であり、実際に負担していない経費を支出することはできないと主張する。

しかし、規程の使途基準細目において事務所賃借料の支出割合の上限は1/2とされているのは、先に述べたとおり、政務調査活動とそれ以外の活動を区分するのが困難な場合や、政務調査活動の他に後援会活動等が行われることが通常であることから、当該事務所においてなされる、規程第2条1項各号に掲げる後援会活動等区政に関する調査研究に資するために必要とする経費に該当しないものにまで政務調査費が充てられないように設けられたものである。しかるに本件事務所において、本件後援会に係る活動がその過半であることを示す証拠はなく、むしろ安斉議員によれば、政策立案やそのための情報収集、区議会レポートの作成などの政務調査活動が過半を占めているということであり、そうすると、本件事務所の年間賃借料の1/2の510,000円を政務調査費から支出したとしても、それは全て政務調査活動に係る経費ということになるから、条例、規則、規程等のもとより、法の趣旨に反するものではない。

4 議員からの説明

(1) 本件事務所の使用実態について

本件事務所は、私が議員として行う政務調査活動のほか、「安斉あきら後援会」に係る事務などを行う場所として使用することについて、家主の了承を得た上で借りているものである。

これは、議員としての活動は、一方で政治家としての活動の側面を有していること、「安斉あきら後援会」が、議員である私自身を代表者とし、私の政治活動に要する資金を管理するための団体であることから、議員としての活動に係る使用と後援会としての活動に係る使用は、必ずしも明確に切り分けることは困難であると考えていることによるためである。

私が、本件事務所で行っている主な政務調査活動としては、政策立案やそのための情報収集、区議会レポートの作成、区政に対する区民からの要望及び意見の聴取、区民相談（区民等に対して行う広報・広聴活動）、区政の課題や議会で審議する案件等について行う調査研究活動などがある。

また、それ以外の活動としては、政党が掲げる政策の調査研究や後援会としての活動に係る事務処理なども行っている。

私の実感としては、本件事務所における全ての活動時間のうち、半数以上の時間を政務調査活動に費やしていると考えている。

ところで、杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の取扱いに関する規程では、後援会活動に関する経費に政務調査費を充てることはできず、事務所賃借料は、その2分の1までで月額5万円を上限として政務調査費を充てることができることとなっている。

そのため、私が家主に支払った年間賃料102万円の2分の1である51万円を政務調査費として計上したものである。

そうすると残りの51万円は、後援会活動たる私の政治活動に関する経費となり、政治資金規正法により政治活動の収支は全て明らかにする必要があるから、同法に定める報告義務として「安斉あきら後援会」の収支報告書に計上したものである。

このように、本件事務所は、政務調査活動と、自分自身を代表者とし、自分自身の政治活動に要する資金を管理する資金管理団体である本件後援会の活動に使用していることから、本件事務所の賃借料は、政務調査費と本件後援会の経費のいずれかで処理することになるものと考えている。

(2) 「安斉あきら後援会」について

「安斉あきら後援会」の目的と事業は、別紙の「安斉あきら後援会規約」第3条及び第4条に規定されているとおりである。

「安斉あきら後援会」の本来の目的は、安斉あきらの政治活動を後援することであり、その事業は、①研究、講演会、座談会、研修会等の開催、②会報等の発刊及び配布、③関係諸団体との連携、④その他本会の目的達成のため必要な事業である。

安齊あきら後援会規約

第1条 (名称)

本会は、安齊あきら後援会と称する。

第2条 (所在地)

本会の事務所は、東京都内に置く

第3条 (目的)

本会は、区政の発展と区民生活の向上のために尽力している「安齊あきら」氏の政治活動を後援することを本来の目的とし、あわせて会員相互の親睦を深めることを目的とする。

第4条 (事業)

本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- 1 研究、講演会、座談会、研修会等の開催
- 2 会報等の発刊及び配布
- 3 関係諸団体との連携
- 4 その他本会の目的達成のため必要な事業

第5条 (会員)

本会は、第3条の目的に賛同する個人、または団体を会員とする。

第6条 (役員)

本会に次の役員を置く。

会長、副会長、幹事、会計責任者、会計職務代行者等

第7条（経費）

本会の経費は、寄付金ならびに必要なより、その都度定める会費による。

第8条（会計年度）

本会の会計年度は、毎年1月1日から12月31日までとする。

付 属 本規約は、平成18年7月3日より実施する。

資 料

杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の交付に関する条例

平成13年3月23日
条例第26号

〔注〕平成18年12月から改正経過を注記した。

改正 平成14年6月21日条例第31号 平成15年4月30日条例第19号
平成18年12月11日条例第44号 平成20年10月14日条例第28号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項及び第15項の規定に基づき、杉並区議会（以下「議会」という。）の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、議会における会派及び議員に対し、政務調査費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。
一部改正〔平成20年条例28号〕

(交付対象)

第2条 政務調査費は、議会における会派（所属議員が1人の場合を含む。以下「会派」という。）及び議員の職にある者（以下「議員」という。）に対して交付する。

(会派に係る政務調査費)

第3条 会派に係る政務調査費は、各月1日（以下「基準日」という。）における当該会派の所属議員の数に月額16万円を乗じて得た額とする。

2 月の途中において、議員の任期満了、辞職、失職、死亡若しくは除名、議員の所属会派からの脱会若しくは除名又は議会の解散があった場合におけるこれらの事由が生じた日の属する月の政務調査費の交付については、これらの事由は生じなかったものとみなす。一の会派が他の会派と合併し、又は会派が解散した場合も同様とする。

3 各会派の所属議員数の計算については、同一議員について重複して行うことができない。

(議員に係る政務調査費)

第4条 議員に係る政務調査費は、基準日に在職する議員（次条第1項の届出を行った会派に所属する議員を除く。）につき、月額16万円とする。

2 月の途中において、議員の任期満了、辞職、失職、死亡若しくは除名又は議会の解散があった場合におけるこれらの事由が生じた日の属する月の政務調査費の交付については、これらの事由は生じなかったものとみなす。

(議長に対する届出)

第5条 会派として政務調査費の交付を受けようとするときは、当該会派の代表者は、政務調査費に係る経理担当者を定め、所属議員の氏名等を議長（議長の職務を行う者がいないときは議会の事務局長。以下同じ。）に届け出なければならない。その届け出た内容に異動を生じたときも同様とする。

2 会派を解散したときは、その代表者であった者は、議長に届け出なければならない。

3 議員に係る政務調査費の交付を受けようとするときは、議員は、その旨を議長に届け出なければならない。議員に係る政務調査費を受けないこととするときも同様とする。

(区長への通知)

第6条 議長は、前条の届出に基づき、毎年度4月1日の政務調査費に係る会派及び議員の状況について、区長に通知するものとする。

2 議長は、年度途中において、前条の届出を受けたときは、速やかに区長に通知しなければならない。

(交付決定)

第7条 区長は、前条の通知に基づき、速やかに政務調査費の交付の決定を行い、会派の代表者及び議員に通知するものとする。

(政務調査費の請求及び交付)

第8条 会派の代表者及び議員は、前条の規定による通知を受けた後、毎四半期の最初の月の10日（そ

の日は杉並区の休日を定める条例（平成元年杉並区条例第5号）第1条に定める区の休日に当たるときは、その翌日）までに、区長に当該四半期に属する月数分の政務調査費を請求するものとする。ただし、一四半期の途中で議員の任期が満了する場合は、任期満了日が属する月までの月数分を請求するものとする。

- 2 区長は、前項の請求があったときは、速やかに政務調査費を交付するものとする。
- 3 一四半期の途中において、新たに会派が結成されたとき、又は新たに議員となったとき、若しくは政務調査費の交付を受けていた会派の所属議員でなくなったときは、第6条第2項の通知があった日の属する月の翌月（その日が基準日である場合は、当月）分以降の政務調査費を当該会派の代表者又は当該議員に対して交付する。
- 4 一四半期の途中において、会派の所属議員数に異動が生じた場合は、増員分に係る政務調査費については第1項の規定を準用し、減員分に係る政務調査費については速やかに区長に返還しなければならない。
- 5 前2項の規定に基づき、一四半期の途中で政務調査費の請求を行う場合における第1項の適用については、同項中「毎四半期の最初の月の10日」とあるのは、「当該事実の生じた日の翌月（その日が基準日である場合は、当月）の10日」とする。
- 6 一四半期の途中において、政務調査費の交付を受けた会派が解散したとき、又は政務調査費の交付を受けた議員が議員でなくなったときは、当該会派の代表者であった者又は当該議員であった者は、会派の解散又は議員でなくなった日の属する月の翌月（その日が基準日である場合は、当月）分以降の政務調査費を区長に返還しなければならない。

（使途基準）

第9条 政務調査費の交付を受けた会派及び議員は、政務調査費を規則で定める使途基準に従って使用するものとし、区政に関する調査研究に資するため必要な経費以外のものに充ててはならない。

（収支報告書等の提出）

第10条 会派の代表者及び議員は、前年度分の政務調査費収支報告書（別記様式。以下「報告書」という。）に、政務調査費の収支を表す出納簿（以下「出納簿」という。）及び領収書その他の証拠書類（以下「領収書等」という。）を添えて、年度終了日の翌日から起算して30日以内に議長に提出しなければならない。

- 2 政務調査費の交付を受けた会派が解散し、又は政務調査費の交付を受けた議員が議員でなくなったときは、前項の規定にかかわらず、当該会派の代表者であった者又は当該議員であった者は、その事実があった日の翌日から起算して30日以内に、報告書、出納簿及び領収書等を議長に提出しなければならない。
- 3 議長は、報告書を受け取ったときは、その写しを区長へ送付するものとする。
- 4 議長は、報告書、出納簿及び領収書等を当該報告書を提出すべきとされた期間の末日の翌日から5年を経過するまで保存し、報告書及び出納簿を閲覧に供しなければならない。

一部改正〔平成18年条例44号〕

（議長の調査）

第11条 議長は、政務調査費の適正な運用を期するため、報告書、出納簿及び領収書等が提出されたときは、必要に応じ調査を行うことができる。

一部改正〔平成18年条例44号〕

（政務調査費の返還）

第12条 区長は、政務調査費の交付を受けた会派及び議員がその年度において交付を受けた政務調査費の総額から、当該会派及び議員がその年度において行った政務調査費による支出（第9条に規定する使途基準に従って行った支出をいう。）の総額を控除して残余がある場合、当該残余の額に相当する額の政務調査費の返還を命ずることができる。

（委任）

第13条 この条例に定めるもののほか、政務調査費の交付に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 杉並区特別職報酬等審議会条例（昭和39年杉並区条例第35号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成14年6月21日条例第31号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成15年4月30日条例第19号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年12月11日条例第44号）

1 この条例は、平成19年5月1日から施行する。

2 この条例による改正後の杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付する政務調査費について適用し、同日前に交付した政務調査費については、なお従前の例による。

附 則（平成20年10月14日条例第28号）

この条例は、公布の日から施行する。

別記様式（省略）

杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の交付に関する条例施行規則

平成13年 3月30日
規則第35号

改正 平成19年 3月30日規則第48号

(目的)

第1条 この規則は、杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の交付に関する条例（平成13年杉並区条例第26号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

(議長に対する届出)

第2条 条例第5条第1項及び第2項に規定する届出は、会派に係る政務調査費の交付に関する届(第1号様式)によるものとする。

2 条例第5条第3項に規定する届出は、議員に係る政務調査費の交付に関する届(第2号様式)によるものとする。

(交付対象に係る通知)

第3条 条例第6条第1項に規定する通知は、政務調査費交付対象者状況通知書(第3号様式)によるものとする。

2 条例第6条第2項に規定する通知は、政務調査費交付対象者変更通知書(第4号様式)によるものとする。

(交付決定通知書)

第4条 条例第7条に規定する通知は、政務調査費交付決定通知書(第5号様式)によるものとする。

(交付請求書)

第5条 条例第8条第1項及び第4項に規定する請求は、政務調査費交付請求書(第6号様式)によるものとする。

(使途基準)

第6条 条例第9条に規定する政務調査費の使途基準は、別表のとおりとする。

(政務調査費出納簿)

第7条 条例第10条第1項に規定する出納簿は、政務調査費出納簿(第7号様式)によるものとする。

(返還命令書)

第8条 条例第12条に規定する返還の命令は、政務調査費返還命令書(第8号様式)によるものとする。

一部改正〔平成19年規則48号〕

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月30日規則第48号)

この規則は、平成19年5月1日から施行する。

別表(第6条関係)

政務調査費使途基準

科目	内容
調査研究費	1 区の事務及び地方行財政に関する調査研究並びに調査委託・分析に要する経費 (調査委託費、宿泊費、交通費)
	2 調査研究活動のために必要な先進地調査又は現地調査に要する経費 (宿泊費、交通費)
研修費	1 会派又は議員が行う研修会、講演会に要する経費 (会場費、機材等借上費、講師謝礼金、宿泊費、交通費)

	2 他団体が開催する研修会、講演会への議員又は会派若しくは議員が雇用する職員の参加に要する経費 (宿泊費、交通費、参加費・会費)
会議費	1 調査研究に基づく政策立案のための会議の開催に要する経費 (会場費、機材等借上費、通信費)
	2 区民からの区政又は会派の政策等に対する要望、意見を聴取するための会議の開催に要する経費 (会場費、機材等借上費、通信費)
資料作成費	調査研究、研修、会議及び議会審議に必要な資料を作成するために要する経費 (原稿料、印刷・製本費)
資料購入費	調査研究、研修、会議及び議会審議に必要な図書、資料等の購入に要する経費 (書籍購入費、新聞購読費、雑誌購読費)
広報費	調査研究活動及び区の政策に関する広報活動に要する経費 (印刷・製本費、広報紙等送料、会場費、機材等借上費)
事務費	調査研究、研修、会議、資料作成、資料購入、広報及び議会審議に係る事務執行に要する経費 (事務用品・備品購入費、事務機器等借上費、インターネット接続料、通信費)
事務所費	調査研究に必要な事務所の設置、管理に要する経費 (事務所賃借料、CATV・電話回線敷設料、維持管理費)
人件費	上記調査研究、研修、会議、資料作成、資料購入及び広報に係る事務等を補助する職員を雇用する経費 (賃金、社会保険料、交通費)

注 括弧内は例示

一部改正〔平成19年規則48号〕

様式（省略）

杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の取扱いに関する規程

平成19年3月30日
議長訓令甲第1号改正 平成20年4月1日議長訓令甲第2号 平成22年4月1日議長訓令甲第2号
平成23年3月31日議長訓令甲第1号 平成24年3月30日議長訓令甲第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の交付に関する条例（平成13年杉並区条例第26号。以下「条例」という。）及び杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の交付に関する条例施行規則（平成13年杉並区規則第35号。以下「規則」という。）に定める政務調査費の取扱いについて、地方自治法第104条に規定する議長の権限に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(支出基準)

第2条 次に掲げる経費は、区政に関する調査研究に資するために必要とする経費に該当しないものとする。

- (1) 選挙活動に関する経費
- (2) 政党活動に関する経費
- (3) 後援会活動に関する経費
- (4) 交際費（慶弔費、せん別、病気見舞、新・忘年会費等）に関する経費
- (5) 飲食（会議等を主催する場合の茶菓を除く。）に関する経費
- (6) 政務調査の目的に合致しない個人的技能の習得に関する経費
- (7) 日常的に使用する自動車の購入及びリースに関する経費
- (8) 自動車の維持管理（公租、車検、保険、修理）に関する経費
- (9) その他政務調査の目的に合致しない経費

2 政務調査費の交付を受けた会派及び議員は、一の経費のうちに区政に関する調査研究に資するため必要なもの及びその他のものが含まれるときは、区政に関する調査研究に資する経費相当額を区分し、政務調査費により支出しなければならない。

3 規則第6条の用途基準の細目は、別表のとおりとする。

一部改正〔平成20年議長訓令甲2号〕

(領収書等の提出)

第3条 条例第10条第1項及び第2項に規定する領収書その他の証拠書類（次項に規定する第2号様式を除く。）は、領収書等貼付用紙（第1号様式）にそれぞれ貼付するものとする。

2 会派及び議員が政務調査活動のため交通機関を利用して出張し、その実費を政務調査費により支出する場合は、政務調査交通費記録簿（第2号様式）を作成するものとする。

一部改正〔平成20年議長訓令甲2号〕

(帳票類等の提出)

第4条 条例第5条第1項の届出を行った会派の経理担当者及び同条第3項の届出を行った議員は、政務調査費を次に掲げる経費に充てたときは、当該各号に掲げる帳票類等を作成し、条例第10条第1項に規定する政務調査費収支報告書に添えて議長に提出するものとする。

- (1) 宿泊を伴わず、かつ往復の旅費が3万円以下の場合を除く、先進地調査若しくは現地調査又は研修会若しくは講演会に要する経費 政務調査視察報告書（第3号様式）
- (2) 広報紙の作成に要する経費 当該広報紙
- (3) 備品の購入に要する経費 備品台帳の写し
- (4) 事務所の賃借料 事務所の賃貸借契約書の写し又は事務所の図面及び写真等、事務所の要件を具備していることを証明する書類
- (5) 事務等を補助する職員を雇用する経費 雇用契約書の写し又はその者の氏名、住所、生年月

日、業務内容、賃金及び雇用期間等、勤務の実情を証明する書類

2 議長は、前項の帳票類について、条例第10条第4項に規定する期間まで保存し、政務調査視察報告書及び広報紙を閲覧に供しなければならない。

一部改正〔平成23年議長訓令甲1号・24年1号〕

(その他)

第5条 この規程の施行に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

1 この規程は、平成19年5月1日から施行する。

2 この規程は、この規程の施行の日以後に交付する政務調査費について適用する。

附 則 (平成20年4月1日議長訓令甲第2号)

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年3月31日議長訓令甲第1号)

この規程は、平成23年5月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月30日議長訓令甲第1号)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

別表 (第2条関係)

政務調査費使途基準細目

科目	内容
調査研究費	<ul style="list-style-type: none"> ○月極駐車場代の支出割合の上限は1/2とする ○ガソリン代の支出割合の上限は1/2とする(ただし、「政務調査視察報告書」を提出する視察等に要するガソリン代については、按分の必要はないものとする) ○スイカ・パスモ等を使用して交通費の実費を計上する場合は、利用区間(行き先)や目的(出張内容)等を補記した利用明細(履歴)をもって、「政務調査交通費記録簿」に代えることができる ○タクシー利用額の上限は月額20,000円とする(ただし、可能な限り他の公共交通機関を利用する)
研修費	<ul style="list-style-type: none"> ○懇親会費の計上はできないものとする ○政治資金パーティーに該当する場合の経費の計上はできないものとする ○政党及び政治団体の年会費の計上はできないものとする ○宿泊を伴わず、かつ往復の旅費が30,000円以下の研修会又は講演会に参加した場合は、領収書等貼付用紙の備考欄に「研修会等の名称、開催日時、会場、主催者及び概要等」を記載し、可能な限り資料やレジュメを添付する
会議費	<ul style="list-style-type: none"> ○会議等を主催する場合の茶菓代については、1人につき500円を限度とし、領収書等貼付用紙の備考欄に「会議の目的及び参加人数」を記載する
資料作成費	<ul style="list-style-type: none"> ○細目なし
資料購入費	<ul style="list-style-type: none"> ○購読新聞については、専ら議員本人以外が購読しているものは対象外とする ○所属政党発行の機関紙の購読については、1人1部のみとする ○電子辞書等備品的な性格を有するものについては、「資料購入費」ではなく、「事務費」(事務用品・備品購入費)として取扱う
広報費	<ul style="list-style-type: none"> ○印刷・製本費及び広報紙等送料については、実態に則して按分する ○切手を購入する場合は、科目を問わず、議員1人当たり年額100,000円を超えることはできない ○ホームページの作成及び維持管理経費は、実態に則して按分する
事務費	<ul style="list-style-type: none"> ○50,000円以上の物品は備品とし、備品を購入したときは備品台帳を作成し

	<p>管理する</p> <p>○備品購入費については、実態に即して按分する なお、購入・買替えにあたっては、所得税法上の減価償却資産に係る耐用年数を参考にする また、任期满了前6か月間は、可能な限り備品の購入を控えるものとする</p> <p>○ポイントカード制を導入している小売店で物品等を購入する際、一定割合のポイントが還元され、次回以降の購入でポイント相当額を代金に充当できる場合は、還元されたポイントが領収書で確認可能な限りにおいて、そのポイント相当額を控除して支出する</p> <p>○切手を購入する場合は、科目を問わず、議員1人あたり年額100,000円を超えることはできない</p> <p>○インターネット接続料については、実態に則して按分する</p> <p>○通信費に関する支出割合の上限設定は次のとおりとする</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>携帯電話</td> <td>1/2</td> </tr> <tr> <td>固定電話（事務所専用）</td> <td>1/2</td> </tr> <tr> <td>固定電話（事務所自宅兼用FAXあり）</td> <td>1/2</td> </tr> <tr> <td>固定電話（事務所自宅兼用FAXなし）</td> <td>1/4</td> </tr> </table> <p>○政務調査活動に使用する電話・FAXについては必要最小限の台数とし、その番号を議長に届け出るものとする</p> <p>○名刺代については、政務調査費による支出はできないものとする</p>	携帯電話	1/2	固定電話（事務所専用）	1/2	固定電話（事務所自宅兼用FAXあり）	1/2	固定電話（事務所自宅兼用FAXなし）	1/4
携帯電話	1/2								
固定電話（事務所専用）	1/2								
固定電話（事務所自宅兼用FAXあり）	1/2								
固定電話（事務所自宅兼用FAXなし）	1/4								

事務所費	<p>○事務所賃借料について</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 5%;">自己所有</td> <td colspan="2">計上できない</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">賃借</td> <td>事務所専用</td> <td>事務所賃借料の支出割合の上限は1/2とする</td> </tr> <tr> <td>自宅兼用</td> <td>事務所賃借料の支出割合の上限は1/2とする なお、支出割合上限設定基準額は、事務所部分の面積等を考慮した按分率を乗じた額とする 支出割合上限設定基準額 $(\text{自宅賃借料} \times \text{按分率}) \times 1/2$</td> </tr> </table> <p>※自己所有とは自己又は生計を一にする親族の所有をいう ※個人（一人会派含む）で契約する事務所賃借料の政務調査費支出金額の上限は月額50,000円とする</p> <p>○事務所光熱水費について</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 5%;">自己所有</td> <td colspan="2">事務所光熱水費の支出割合の上限は1/2とする なお、支出割合上限設定基準額は、事務所部分の面積等を考慮した按分率を乗じた額とする 支出割合上限設定基準額 $(\text{自宅光熱水費} \times \text{按分率}) \times 1/2$</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">賃借</td> <td>事務所専用</td> <td>事務所光熱水費の支出割合の上限は1/2とする</td> </tr> <tr> <td>自宅兼用</td> <td>事務所光熱水費の支出割合の上限は1/2とする なお、支出割合上限設定基準額は、事務所部分の面積等を考慮した按分率を乗じた額とする 支出割合上限設定基準額</td> </tr> </table>	自己所有	計上できない		賃借	事務所専用	事務所賃借料の支出割合の上限は1/2とする	自宅兼用	事務所賃借料の支出割合の上限は1/2とする なお、支出割合上限設定基準額は、事務所部分の面積等を考慮した按分率を乗じた額とする 支出割合上限設定基準額 $(\text{自宅賃借料} \times \text{按分率}) \times 1/2$	自己所有	事務所光熱水費の支出割合の上限は1/2とする なお、支出割合上限設定基準額は、事務所部分の面積等を考慮した按分率を乗じた額とする 支出割合上限設定基準額 $(\text{自宅光熱水費} \times \text{按分率}) \times 1/2$		賃借	事務所専用	事務所光熱水費の支出割合の上限は1/2とする	自宅兼用	事務所光熱水費の支出割合の上限は1/2とする なお、支出割合上限設定基準額は、事務所部分の面積等を考慮した按分率を乗じた額とする 支出割合上限設定基準額
自己所有	計上できない																
賃借	事務所専用	事務所賃借料の支出割合の上限は1/2とする															
	自宅兼用	事務所賃借料の支出割合の上限は1/2とする なお、支出割合上限設定基準額は、事務所部分の面積等を考慮した按分率を乗じた額とする 支出割合上限設定基準額 $(\text{自宅賃借料} \times \text{按分率}) \times 1/2$															
自己所有	事務所光熱水費の支出割合の上限は1/2とする なお、支出割合上限設定基準額は、事務所部分の面積等を考慮した按分率を乗じた額とする 支出割合上限設定基準額 $(\text{自宅光熱水費} \times \text{按分率}) \times 1/2$																
賃借	事務所専用	事務所光熱水費の支出割合の上限は1/2とする															
	自宅兼用	事務所光熱水費の支出割合の上限は1/2とする なお、支出割合上限設定基準額は、事務所部分の面積等を考慮した按分率を乗じた額とする 支出割合上限設定基準額															

	<table border="1"> <tr> <td></td> <td></td> <td>(自宅光熱水費×按分率) ×1/2</td> </tr> </table>			(自宅光熱水費×按分率) ×1/2
		(自宅光熱水費×按分率) ×1/2		
人件費	<p>○議員と生計を一にする親族は、職員として雇うことはできない</p> <p>○議員が雇用する職員のうち、議員活動全般を補助する職員の賃金は、支出割合の上限を1/2とし、区政に関する調査研究に資する活動のみを補助する職員の賃金については、勤務内容と日給・時給等を明記のうえ、議員1人当たり月額50,000円を上限として勤務実績に応じた額とする</p>			

追加〔平成20年議長訓令甲2号〕、一部改正〔平成22年議長訓令甲2号・23年1号・24年1号〕

様式（省略）

資料 4

重 要

政務調査費の支出に関する事務処理について

(平成 24 年度版)

平成 24 年 7 月

区議会事務局

会派・議員の皆さまへのお願い

■ 平成24年度分の取扱い

1. 処理方法

本冊子に基づき書類を整えてください。(提出書類は15ページ参照)

2. 提出期限

次のとおり、3回に分けて事務局議会法務担当へ提出してください。

① 『4月分～9月分』 …10月12日(金)まで

※「収支報告書」は提出不要です。収支報告書以外の書類を提出してください。

② 『10月分～1月分』 …2月6日(水)まで

※「収支報告書」は提出不要です。収支報告書以外の書類を提出してください。

③ 『2月分・3月分』 …4月5日(金)まで

※「収支報告書」を含む、すべての書類を提出してください。

★ 条例等に基づき、平成25年5月1日から「収支報告書・出納簿・政務調査視察報告書・広報紙」の4点を閲覧に供し、「領収書・政務調査交通費記録簿・その他証拠書類」は情報公開請求の対象となります。

★ 4月30日までに、すべての書類を閲覧・情報公開できる状態に準備するために期限を3回に分けています。

★ 過去の実績を考慮いたしますと、上記①②の手順を踏まずに③で提出された場合、事務局で内容を確認できないケースも起こり得ますので、あらかじめご了承ください。

目 次

1 使途基準・使途基準細目	
(1) 政務調査費として支出できない経費.....	1
(2) 使途基準・使途基準細目	1
※科目ごとの「使途基準・留意事項・参考判例」など	
《調査研究費》.....	2・3
《研修費》.....	4
《会議費》.....	5
《資料作成費》.....	6
《資料購入費》.....	6
《広報費》.....	7
《事務費》.....	8・9
《事務所費》.....	10・11
《人件費》.....	12
2 領収書その他の証拠書類の扱い	
(1) あて名の取扱い.....	13
(2) 領収書以外の証拠書類で代用することについて.....	13
(3) 領収書が発行されないケース等の取扱い.....	14
3 提出書類.....	15
4 書類作成上の留意事項(様式を定めているもの)	
(1) 「政務調査費収支報告書」.....	16
(2) 「出納簿」.....	16・17
(3) 「領収書等貼付用紙」.....	17・18
(4) 「政務調査交通費記録簿」.....	18・19
(5) 「政務調査視察報告書」.....	20

提出書類の記載例・参考資料

収支報告書、出納簿、領収書等貼付用紙、政務調査交通費記録簿、政務調査視察報告書、
(参考)備品台帳、(参考)政務調査活動補助職員の勤務の実情を証明する書類

1 使途基準・使途基準細目

(1) 政務調査費として支出できない経費

政務調査費の取扱いに関する規程で、次の①～⑨に該当する経費は、区政に関する調査研究に資するために必要とする経費に該当しないものと規定しています。

- ①選挙活動に関する経費
- ②政党活動に関する経費
- ③後援会活動に関する経費
- ④交際費（慶弔費、せん別、病氣見舞、新・忘年会費等）に関する経費
- ⑤飲食（会議等を主催する場合の茶菓を除く。）に関する経費
- ⑥政務調査の目的に合致しない個人的技能の習得に関する経費
- ⑦日常的に使用する自動車の購入及びリースに関する経費
- ⑧自動車の維持管理（公租、車検、保険、修理）に関する経費
- ⑨その他政務調査の目的に合致しない経費

なお、区政に関する調査研究に資するために必要な経費と、上記①～⑨の経費が混在する場合は、区政に関する調査研究に資する経費相当分を区分して、政務調査費を支出しなければなりません。

(2) 使途基準・使途基準細目

各支出科目の使途基準細目、支出にあたっての留意事項、判例等を掲載しています。

調査研究費.....	2・3ページ
研修費.....	4ページ
会議費.....	5ページ
資料作成費.....	6ページ
資料購入費.....	6ページ
広報費.....	7ページ
事務費.....	8・9ページ
事務所費.....	10・11ページ
人件費.....	12ページ

《調査研究費》

* 下表使途基準の括弧内は支出の参考例

使途基準	1 区の事務及び地方行財政に関する調査研究並びに調査委託・分析に要する経費（調査委託費、宿泊費、交通費） 2 調査研究活動のために必要な先進地調査又は現地調査に要する経費（宿泊費、交通費）
使途基準細目	○ 月極駐車場代の支出割合の上限は1/2とする ○ ガソリン代の支出割合の上限は1/2とする （ただし、「政務調査視察報告書」を提出する視察等に要するガソリン代については、按分の必要はないものとする） ○ スイカ・パスモ等を使用して交通費の実費を計上する場合は、利用区間（行き先）や目的（出張内容）等を補記した利用明細（履歴）をもって、「政務調査交通費記録簿」に代えることができる ○ <u>タクシー利用額の上限は月額20,000円とする</u> <u>（ただし、可能な限り他の公共交通機関を利用する）</u>

◆支出にあたっての留意事項

【視察経費】

- ・ 宿泊を伴うか、または往復の旅費が3万円を超える日帰りの地方視察・研修参加経費については、視察報告書の添付が必要です。

☆視察報告書の記載について（20ページ参照）

- ※ 「3万円を超える」とは、往復の鉄道運賃や航空運賃などをさすものであり、視察先でのタクシー代やレンタカー代などは含みません。
- ・ 視察報告書は調査研究の実質、区政との関連性がわかるように記載します。

【日常の交通費】 ☆交通費記録簿の記載について（18～19ページ参照）

- ・ 交通費記録簿の備考欄には、必ず「出張内容」を記載します。
- ・ **タクシー利用額の上限は月額20,000円です。ただし、可能な限り他の公共交通機関を利用することとします。（平成23年度政務調査費調査検討委員会決定事項、平成24年度から施行）**

【月極駐車場代】

- ・ 「賃貸借契約書」がある場合は、その「写し」を提出します。

【駐車（駐輪）料金・有料道路料金】

- ・ 領収書等貼付用紙の備考欄に「出張先」「出張内容」「利用区間（有料道路の場合）」を記載します。

【スイカ・パスモ等のチャージ料】

- ・ スイカ・パスモ等のチャージ料の計上については、住民監査結果を踏まえて、政務調査費調査検討委員会で検討した結果、平成23年度分（平成23年5月分）から廃止しました。

スイカ・パスモ等を使用して交通機関を利用した場合は、交通費実費額を「政務調査交通費記録簿」に記載するか、または、利用明細（履歴）※1を「領収書等貼付用紙」に添付し、利用区間（行き先）や目的（出張内容）等を補記します。

※1 利用明細（履歴）に関する注意事項

【スイカ】

- ・ 履歴の印字については、直近の利用分最大50件まで印字可能です。
(1日の利用回数が、21回以上の場合、一部印字できない場合あり)
一度印字された履歴は、再印字できません。また、利用日から26週間を超えた履歴は印字できません。

【パスモ】

- ・ 履歴の印字については、直近の利用分最大20件まで印字可能です。
(一部の鉄道事業者では、直近の100件までの印字が可能)

※ バスを利用した場合は、スイカ・パスモともに「バスの事業者名」しか印字されません。

◆ 《参考》 最近の判例（視察等の調査研究活動）

調査研究の実質があるか否かは、議員ないし会派の主張する調査目的、調査に向けた準備の有無及びその内容、当該調査研究活動の具体的内容及び上記目的との関連、調査研究結果の保存状況等を総合的に考慮して客観的に判断すべきである。

支出の対象となった活動に調査研究の実質があると認められる場合であっても、当該活動が市政との関連性を欠くことが明らかであったり、必要性・合理性を欠くことが明らかである場合には、結局当該支出は市政に関する調査研究に資するために必要な経費に充てられたといえず、違法になると解すべきである。

《仙台高裁判決（平成19年12月19日）》

様々な政治課題や市民生活に係わり、その専門性や関心も多様であって、議員が全人格的活動を行い、議員活動について政治責任を負っていることを考えれば、その調査対象は極めて広範なものにならざるを得ず、調査活動の市政との関連性、その目的、訪問先、調査方法、必要性等も極めて広範な裁量の下に行われるものであると認められる。

飲食費であるとか家族旅行の旅費等のように一見明らかに市政とは無関係であるとか、極めて不相当な日程や著しく高額なもの等以外は、これを認めるのが相当である。

《札幌高裁判決（平成19年2月9日）》

《研修費》

* 下表使途基準の括弧内は支出の参考例

使途基準	1 会派又は議員が行う研修会、講演会に要する経費 (会場費、機材等借上費、講師謝礼金、宿泊費、交通費) 2 他団体が開催する研修会、講演会への議員又は会派若しくは議員が雇用する職員の参加に要する経費 (宿泊費、交通費、参加費・会費)
使途基準細目	○ 懇親会費の計上はできないものとする ○ 政治資金パーティーに該当する場合の経費の計上はできないものとする ○ 政党及び政治団体の年会費の計上はできないものとする ○ <u>宿泊を伴わず、かつ往復の旅費が30,000円以下の研修会又は講演会に参加した場合は、領収書等貼付用紙の備考欄に「研修会等の名称、開催日時、会場、主催者及び概要等」を記載し、可能な限り資料やレジュメを添付する</u>

◆支出にあたっての留意事項

【研修会・講演会等への参加費】

- ・ 参加の主たる目的が「区政に関する調査研究に資すること」の場合に支出できます。
 ※政党活動・後援会活動等が含まれる場合は按分が必要です。
 ※他の参加者との情報交換が調査研究に有益だとしても、それを参加の主たる目的とすることはできません。
- ・ **宿泊を伴わず、かつ往復の旅費が30,000円以下の研修会や講演会に参加した場合は、領収書等貼付用紙の備考欄に参加した研修会や講演会の名称、開催日時、会場、主催者及び概要等を記載します。また、可能な限り資料やレジュメを添付します。**

(平成23年度政務調査費調査検討委員会決定事項、平成24年度から施行)

【講師謝礼】

- ・ 適正な金額であることを示すため、テーマや講義時間等、講義内容の説明が必要です。

◆《参考》最近の判例（催しへの参加費・年会費）

- × △△党全国連合内自治体議員団全国会議の会費、衆議院議員を中心に集まった△△県内の若手議員等の会の会費・年会費、特別養護老人ホーム研修会負担金、商工会議所青年部総会参加費、△△地区体育文化交流センター落成祝賀会の会費
- 地方議員政策研究集会、原水爆禁止△△市民会議、全国都市問題会議、地域政策セミナー、人材育成セミナー
 《仙台高裁判決（平成19年4月26日）》
- × △△連合会（政党）の政経セミナー会券代、前県知事を囲む市町村議員懇話会費
- 講演会「津軽文化の魅力を考える」参加費
 《仙台高裁判決（平成19年12月20日）》
- 地域科学研究会主催の研修会、社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会主催のシンポジウム
 《札幌高裁判決（平成19年2月9日）》

《会議費》

* 下表使途基準の括弧内は支出の参考例

使途基準	1 調査研究に基づく政策立案のための会議の開催に要する経費 (会場費、機材等借上費、通信費) 2 区民からの区政又は会派の政策等に対する要望、意見を聴取するための会議の開催に要する経費 (会場費、機材等借上費、通信費)
使途基準細目	○ 会議等を主催する場合の茶菓代については、1人につき500円を限度とし、領収書等貼付用紙の備考欄に「会議の目的及び参加人数」を記載する

◆ 支出にあたっての留意事項

【茶菓代】

- ・ 会議の目的・参加人数を記載します。

【会場費・機材等の借り上げ】

- ・ 会議の内容に政務調査活動以外のものが含まれていないかに留意します。

◆ 《参考》最近の判例（会議の内容・会議の茶菓代）

政務調査費の対象外の経費として、政党活動・選挙活動に要する経費が定められているから、「政党本来の活動に関する会議」や「選挙運動に関する会議」に要した費用は政務調査費の支出対象から除外されるものの、そうでない場合には政務調査費の支出対象に該当するものと解すべきである。

《仙台高裁判決（平成19年12月19日）》

会派又は議員が陳情者等から市政に関する要望・意見を聴取することは、市議会において市民の意思を適正に反映させるための一手段であり、議員の審議能力を強化することにより地方議会の活性化を図るといふ政務調査費の趣旨にも合致するものであるから、政務調査活動といふべきであるところ、その際陳情者等に対しコーヒー等の飲食物を提供し、1月当たり2,000円程度の支出をすることも市政に関する調査研究に資するため必要な費用と認めるのが相当である。

《名古屋地裁判決（平成21年3月26日）》

少人数の会議を喫茶店で行うことは必ずしも稀なことではなく、その場合には会場費の負担に替えて（あるいは加えて）、喫茶代金の負担が伴うが、その費用も研修会等に要する経費に当たるといふべきであり、更に研修会、会議等において、お茶やお茶菓子程度の飲食を伴うことは、会合の活性化や円滑化に資するものとして一般的にみられるものであるから、その費用はその研修会等に要する経費に含まれるといふべきである。

《京都地裁判決（平成16年9月15日）》

《資料作成費》

* 下表使途基準の括弧内は支出の参考例

使途基準	調査研究、研修、会議及び議会審議に必要な資料を作成するために要する経費 (原稿料、印刷・製本費)
使途基準細目	○ 細目なし

《資料購入費》

* 下表使途基準の括弧内は支出の参考例

使途基準	調査研究、研修、会議及び議会審議に必要な図書、資料等の購入に要する経費 (書籍購入費、新聞購読費、雑誌購読費)
使途基準細目	○ 購読新聞については、専ら議員本人以外が購読しているものは対象外とする ○ 所属政党発行の機関紙の購読については、1人1部のみとする ○ 電子辞書等備品的な性格を有するものについては、「資料購入費」ではなく、「事務費」(事務用品・備品購入費)として取扱う

◆ 支出にあたっての留意事項

【書籍・雑誌・新聞・その他資料購入】

- ・ タイトル・資料名のほか、継続的に発行されるものは「何月号」「何号」かを記載します。

【定期購読】

- ・ 1年を超える購読料は支出できません。

◆ 《参考》最近の判例（書籍等の購入）

雑誌名や種類が不明であることに照らすと、その雑誌が調査研究活動のために必要な資料であると認めることができないから、本件使途基準に合致しない支出であると認めるほかない。

《仙台高裁判決（平成19年4月26日）》

書籍購入代金は、たとえ新書や文庫本の代金を含んでいたとしてもなお社会通念上は調査研究に資する費用の一部といえることができるから、その全額を本件使途基準に合致する支出であると認める。

《仙台高裁判決（平成19年12月20日）》

△△協会の平成16年度会員費及び新聞代（りんごニュース）については、同協会の会員費を含んでいることや議員の職業が農業であることに照らせば、個人的な支出であると認めるのが相当であるから、その全額を本件使途基準に合致しない支出であると認める。

《仙台高裁判決（平成19年12月20日）》

スポーツ紙は一般に娯楽性が高い読み物というほかはないのであって、スポーツ紙の購読が市政に直接、かつ、具体的に關わるような特段の事情がある場合は格別、そのような特段の事情がうかがわれない場合にまで公金でこのようなスポーツ紙を購入してよいはずはなく、調査研究活動に資するため必要な経費であると認め難い。

《仙台高裁判決（平成19年4月26日）》

《広報費》

* 下表使途基準の括弧内は支出の参考例

使途基準	調査研究活動及び区の政策に関する広報活動に要する経費 (印刷・製本費、広報紙等送料、会場費、機材等借上費)
使途基準細目	○ 印刷・製本費及び広報紙等送料については、実態に則して按分する ○ 切手を購入する場合は、科目を問わず、議員一人あたり年額100,000円を超えることはできない ○ ホームページの作成及び維持管理経費は、実態に則して按分する

◆ 支出にあたっての留意事項

【区政報告の提出】

- ・ 発行に要する経費を支出した号の原本を提出します。
※封筒を印刷した場合は封筒も提出します。

【区政報告の内容】

- ・ 調査研究活動や政策広報活動を掲載できます。
※調査研究に直接用いられる経費だけでなく、調査研究に有益なもの(間接的な経費)にも支出できると考えられているため、区民からのフィードバックを目的とする内容等も含まれます。
- ・ 選挙活動、政党活動、後援会活動などに関する記述がある場合は按分が必要です。
※紙面に占める面積の割合での按分が合理的です。
※当該号発行に要するすべての経費を按分します。

【郵送用切手の購入】

- ・ 不適切な支出を予防する観点から、年間の上限額(100,000円)を設定しています。
※日常の通信用に使用する切手も含めて(科目を問わず)、議員一人あたりの上限額は100,000円です。
- ・ 領収書のほか、広報活動等に使用したことが類推できる説明や証拠資料が必要です
※簡単に換金可能な点に留意します。
※安価な「郵便区内特別郵便」(同時に100通以上出す場合)等がある点に留意して計上します。
場合によっては、説明も必要です。

【ハガキの購入】

- ・ ハガキを大量に購入する場合は、その理由を示すなど説明が必要です。(換金可能な点に留意)

【ホームページの運用管理経費】

- サイトに政務調査活動以外の内容が含まれる場合は按分が必要です。
※合理的な区分が困難な場合は、社会通念上相当な割合で按分します。

◆ 《参考》最近の判例(広報費に該当する内容・該当しない内容)

市民の意見を収集、把握することは議員の調査研究の一つとして重要であり、調査研究活動、議会活動及び市政に関する政策等を市民に知らせることは、市政に対する市民の意思を的確に収集、把握するための前提として意義を有するものといえることができるから、こうした広報のために支出した費用も市政に関する調査研究に資するため必要な費用として、政務調査費の使途基準に適合するものと解される。
《名古屋地裁判決(平成21年3月26日)》

議員の後援会旅行・激励会の案内等、議員のプロフィール、引退する議員の後継者の紹介、議員自身の拡大写真やその活動状況を写した写真等を掲載した部分もあり、後者の記載部分は議員自身をPRするものであり、自己の後援会活動又は選挙活動の一環と認められるものであって、これが直ちに議員の審議能力を強化することにより地方議会の活性化を図るという政務調査費の趣旨に適合するものといえることはできない。
《名古屋地裁判決(平成21年3月26日)》

(広報することにより区民から新たな陳情又は意見等のフィードバックが予想され、そこから新たな視点又は観点の政務調査活動の開始が見込まれるものに関する経費に限定せず)

なるべく多くの区民に広報紙に対する関心を持ってもらい、読んでもらうための1つの手段として、本件会派が行う議会活動及び区政に関する政策等以外の記事(※)を掲載し、当該記事に係る経費に政務調査費を充てることも、それが合理的な範囲にとどまる限り許されるものと解するのが相当。(※どの記事も紙面1ページの一部を占めるにすぎないことを踏まえた上での判決)

《東京地裁判決(平成20年9月5日)》

《事務費》

* 下表使途基準の括弧内は支出の参考例

使途基準	調査研究、研修、会議、資料作成、資料購入、広報及び議会審議に係る事務執行に要する経費 (事務用品・備品購入費、事務機器等借上費、インターネット接続料、通信費)								
使途基準細目	<ul style="list-style-type: none"> ○ 50,000円以上の物品は備品とし、備品を購入したときは備品台帳を作成し管理する ○ 備品購入費については、実態に則して按分する なお、購入・買替えにあたっては、所得税法上の減価償却資産に係る耐用年数を参考にする また、任期満了前6か月間は、可能な限り備品の購入を控えるものとする ○ ポイントカード制を導入している小売店で物品等を購入する際、一定割合のポイントが還元され、次回以降の購入でポイント相当額を代金に充当できる場合は、還元されたポイントが領収書で確認可能な限りにおいて、そのポイント相当額を控除して支出する ○ 切手を購入する場合は、科目を問わず、議員一人あたり年額100,000円を超えることはできない ○ インターネット接続料については、実態に則して按分する ○ 通信費に関する支出割合の上限設定は次のとおりとする <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>携帯電話</td> <td>1 / 2</td> </tr> <tr> <td>固定電話（事務所用）</td> <td>1 / 2</td> </tr> <tr> <td>固定電話（事務所自宅兼用FAXあり）</td> <td>1 / 2</td> </tr> <tr> <td>固定電話（事務所自宅兼用FAXなし）</td> <td>1 / 4</td> </tr> </table> ○ 政務調査活動に使用する電話・FAXについては必要最小限の台数とし、その番号を議長に届け出るものとする ○ 名刺代については、政務調査費による支出はできないものとする 	携帯電話	1 / 2	固定電話（事務所用）	1 / 2	固定電話（事務所自宅兼用FAXあり）	1 / 2	固定電話（事務所自宅兼用FAXなし）	1 / 4
携帯電話	1 / 2								
固定電話（事務所用）	1 / 2								
固定電話（事務所自宅兼用FAXあり）	1 / 2								
固定電話（事務所自宅兼用FAXなし）	1 / 4								

◆支出にあたっての留意事項

【事務用品や備品の購入】

- ・ 物品等の按分については、合理的な説明が必要です。監査は次のように指摘しています。
「他の用途との併用が社会通念から見て一般的な物品等についての按分割合の基準を2分の1と設定し、支出の妥当性を判断することとする。ただし、他の用途で使用しないことや2分の1を超える按分割合で計上していることについて、合理的な説明がなされている場合は、その支出を妥当なものとして判断することが適当である。」

※所得税法で定める耐用年数は、パソコン4年、デジカメ5年、携帯電話機6年。
※5万円以上の物品を備品と定義しているが、5万円未満の物品購入の場合も留意します。
※次ページ「《参考》物品等の耐用年数」参照。

- ・ 購入から任期満了までの期間が、耐用年数に満たない備品の購入は、個人の資産形成と捉えられる可能性が高いことに留意します。**また、耐用年数内に再度備品を購入する場合には、合理的な説明が必要です。**
- ・ 備品台帳については、従来どおり各自で作成し管理します。（様式自由）
ただし、備品については、透明性を高め、かつ区民の誤解を招かないよう適正な購入を行うという観点から、備品台帳の写しを議長に提出することとします。また、任期満了前6か月間は、可能な限り備品の購入を控えるものとします。

（平成23年度政務調査費調査検討委員会決定事項、平成24年度から施行）

【ポイント制度を導入する家電量販店等の小売店での購入】

- ・ 購入により発生したポイント相当額を控除して計上します。

※購入により発生したポイントが「領収書（レシート）によって確認できる場合」に適用されま
す。

- ・ 政務調査費による購入の際に貯めていたポイントを使用した場合には、そのポイント相当額は
現金による支払と同様に扱い、政務調査費として支出可能です。

【郵送用切手の購入】

- ・ 切手の購入については、P. 7を参照。

【ハガキの購入】

- ・ ハガキの購入については、P. 7を参照。

【携帯電話料金】

- ・ 議員本人分の料金が確認できる書類等が必要です。

※領収書の金額が…

- ・ 議員本人分のみの場合＝本人が使用する1回線分ということが確認できるように説明しま
す。
- ・ 家族利用分も含む場合＝議員本人分の料金が確認できるように説明します。

◆《参考》最近の判例（物品購入時等の按分、通信料の按分）

内訳が記載された領収書により真に事務用品として購入されたことを認めることができ、その2
分の1に当たる金額が政務調査活動に資するため必要な費用であったと推認するのが相当である。
《仙台高裁判決（平成19年4月26日）》

個人的使用分を2分の1、政務調査活動分を4分の1、それ以外の議員活動分を4分の1とみる。
※事務所で使用するパソコンのリース料についての判決
《仙台高裁判決（平成19年12月20日）》

自宅の電話と事務所の電話が同一番号であり、電話料金の中には個人としての電話料金（合理的
に案分すると2分の1）、政務調査以外の議員活動の電話料金（4分の1）が含まれていると推
認されるから、残りの4分の1に当たる△△△円を正当な政務調査費用であると認めるのが相当。
《仙台高裁判決（平成19年4月26日）》

◆《参考》物品等の耐用年数

所得税法で定める主な器具及び備品の「減価償却資産に係る耐用年数」は次のとおりです。

（所得税法上の減価償却資産に係る耐用年数表の一部を抜粋）

- ・ 「事務机、事務いす及びキャビネット」のうち「主として金属製のもの」（15年）、「そ
の他のもの」（8年）
- ・ 「ラジオ、テレビジョン、テープレコーダーその他の音響機器」（5年）
- ・ 「パソコン（サーバー用のものを除く）」（4年）、「その他の電子計算機」（5年）
- ・ 「複写機、計算機（電子計算機を除く）」（5年）
- ・ 「テレタイプライター及びファクシミリ」（5年）
- ・ 「電話設備その他の通信機器」
 - …ア「デジタル構内交換設備及びデジタルボタン電話設備」（6年）
 - …イ「上記ア以外の電話設備その他の通信機器」（10年）
- ・ 「カメラ」（5年）

《事務所費》

* 下表使途基準の括弧内は支出の参考例

使途基準	調査研究に必要な事務所の設置、管理に要する経費 (事務所賃借料、CATV・電話回線敷設料、維持管理費)	
使途基準細目	○ 事務所賃借料について	
	自己所有	計上できない
	賃借	事務所専用 事務所賃借料の支出割合の上限は1/2とする
		自宅兼用 事務所賃借料の支出割合の上限は1/2とする なお、支出割合上限設定基準額は、事務所部分の面積等を考慮した按分率を乗じた額とする 支出割合上限設定基準額 (自宅賃借料×按分率)×1/2
※ 自己所有とは自己又は生計を一にする親族の所有をいう		
※ 個人(一人会派含む)で契約する事務所賃借料の政務調査費支出金額の上限は月額50,000円とする		
	○ 事務所光熱水費について	
	自己所有	事務所光熱水費の支出割合の上限は1/2とする なお、支出割合上限設定基準額は、事務所部分の面積等を考慮した按分率を乗じた額とする 支出割合上限設定基準額 (自宅光熱水費×按分率)×1/2
	賃借	事務所専用 事務所光熱水費の支給割合の上限は1/2とする
		自宅兼用 事務所光熱水費の支出割合の上限は1/2とする なお、支出割合上限設定基準額は、事務所部分の面積等を考慮した按分率を乗じた額とする 支出割合上限設定基準額 (自宅光熱水費×按分率)×1/2

◆支出にあたっての留意事項

【事務所の賃料】

- ・ 「自己または生計を一にする親族」所有の物件を事務所として使用する場合は支出できません。

- ・ 個人(一人会派を含む)で契約する物件の場合、支出上限は月額50,000円です。

※ 「事務所専用で月額賃料が15万円の物件を個人で賃借する場合」
(個人または一人会派で交付を受けている場合)

…規定による1/2按分後の金額は75,000円ですが、支出できる額は50,000円となります。

※ 「自宅が賃借物件(月額賃料が15万円)で、議員事務所と兼用の場合」
(自宅面積に占める議員事務所使用部分の割合が1/5の場合)

…面積割合により1/5を乗じ、さらに1/2按分後の金額15,000円を支出できます。

★面積割合を示す書類(図面)を提出します。

★自身が代表を務める会社事務所の所有者が議員自身の場合も自己所有とみなし支出できません。

【事務所の光熱水費】

- ・ 自身が代表を務める会社事務所または自宅の一部を議員事務所として使用している場合は、使用部分の面積割合に応じて経費を按分して支出します。
 - ※使用場所が賃貸物件であるか否かは問いません。
 - ※面積割合を示す書類（図面）を提出します。

◆《参考》最近の判例（事務所の賃料・光熱費）

調査研究活動に資するためのもとの後援会事務所とを兼ねていることがうかがわれ、その合理的な区分が困難であるから、社会通念上電気料金合計の2分の1を政務調査活動に資するために必要な費用と認め、その余の△△円については本件用途基準に合致しない支出と認めるのが相当である。

※第三者から議員個人としての事務所を賃借している場合の判決

《仙台高裁判決（平成19年4月26日）》

光熱水道費、電話料金及び共同住宅管理費のうち全体の9分の1は、市政に関する調査研究活動のための事務所の維持管理費もしくは備品に関する経費として、その支払に事務所費を充てることが許されると解するのが相当。

※自宅の一部を議員事務所として使用している場合の判決

《大阪高裁判決（平成19年12月26日）》

賃貸借契約に係る賃借人である議員と賃貸人が親子の関係にあり、賃貸借の目的が、賃貸人である父が居住し、かつ父が代表取締役を務める会社が事務所として使用する建物の一室であるとしても、当該部分が議員としての調査研究活動のための事務所としての実態を有する限り、親子間で当該事務所部分の使用関係ないし経費の負担関係を明確にしておくために当該部分について賃貸借契約を締結することは、それ自体別段不自然ということとはできず、上記賃貸借契約に係る月間使用料（賃料）の金額（月額5万5000円）にもかんがみると、原告が主張する事実関係から直ちに上記賃貸借契約が実体を欠くものであると推認することはできず、また、上記賃貸借契約に係る建物部分が議員としての調査研究活動のための事務所としての実態を欠くものと推認することもできないというべきである。

※経済的に同一体ではない親と議員の賃貸借契約についての判決

《大阪高裁判決（平成19年12月26日）》

《人件費》

* 下表使途基準の括弧内は支出の参考例

使途基準	上記調査研究、研修、会議、資料作成、資料購入及び広報に係る事務等を補助する職員を雇用する経費 (賃金、社会保険料、交通費)
使途基準細目	○ 議員と生計を一にする親族は、職員として雇うことはできない ○ 議員が雇用する職員のうち、議員活動全般を補助する職員の賃金は、支出割合の上限を1/2とし、区政に関する調査研究に資する活動のみを補助する職員の賃金については、勤務内容と日給・時給等を明記のうえ、議員一人当たり月額50,000円を上限として勤務実績に応じた額とする。

◆支出にあたっての留意事項

【区政に関する調査研究に資する活動のみを補助する職員の賃金】

- ・ 政務調査活動の補助として雇用するため按分は不要です。

※勤務内容は「政務調査活動の補助」である旨を示すため、勤務の実情を示す書類を提出し、その中で具体的に説明します。

(例. 来客対応→「区民相談対応・要望整理」等、書類整理→「〇〇調査の書類作成補助」等)

※区政報告やホームページに関連する業務に従事した勤務日の賃金については、当該発行号等の他の経費支出時と同じ按分率を適用します。

※一定期間内で区政報告の集中的なポストイングが必要な場合、一時期に多人数のアルバイトを雇い、賃金を「広報費」で支出しても、人件費で規定する支出上限（議員一人あたり月額5万円）が適用されます。

※勤務日数が定期的な場合（ex. 毎週月～金の午前9時～午後3時など）は、政務調査活動のみとは捉えられない恐れがあるため、注意が必要です。

◆《参考》最近の判例（補助職員の雇用）

常勤調査研究補助者は、議員の事務室における電話番や連絡係のみならず、市民による市政に対する要望の聞き取り調査、市当局に対する陳情等の政務調査活動の補助も行っていることから、その補助者の給料の半額分を政務調査費から支出したとしても、本件条例、本件規則及び本件要綱の定める使途基準に照らして明らかに必要性・合理性を欠いている等、会派及び議員の裁量的判断を著しく逸脱して支出したということとはできない。

《仙台地裁判決（平成20年3月24日）》

勤務する事務所において政務調査事務以外の事務が行われることがあるから、補助者たる調査員の事務の割合は不明といわざるを得ず、政務調査活動分はそのうち2分の1と認めるのが相当。

《仙台高裁判決（平成19年12月20日）》

政務調査活動の補助職員に家族を雇用するというのはお手盛りの危険を伴うものであり、納税者の立場からすれば、いくら職務に応じた妥当なものであると説明されても、容易に納得できるものではないし、そもそも妥当な支出であったか否かを検証することが困難であるといわざるを得ないことにかんがみれば、政務調査費からそのような支出をすること自体相当ではない。

《仙台高裁判決（平成19年4月26日）》

2 領収書その他の証拠書類の扱い

(1) あて名の取扱い

①手書き領収書の場合

手書き領収書の場合は、あて名が記載されていることが一般的なため、原則としてあて名の記載が必要です。

- ・ あて名が未記載のものは、不可とします。
- ・ あて名が上様書きのものも、不可とします。

②レジスター等の機器で印字された領収書の場合

平成20年度分の監査の判断でも、小売店やコンビニエンスストアなどのレジスターから出力されたものについては、あて名が未記載の領収書であってもそのまま受領することは妥当であると判断されています。但し、次の事項にご注意ください。

- ・ 「発行者、日付、取引内容、金額」が明記されていることを前提としています。（タクシー、有料道路、パーキング、小売店等）
- ・ 領収書の金額が5万円以上の場合は、あらためてあて名を明記した領収書の発行を求めるか、あて名欄にあて名の記載を求めることとします。（平成21年度の政務調査費調査検討委員会での申し合わせ事項です。）
- ・ 領収書は、どんなに大きくても折り畳むなどそのまま添付します。

※ 劣化する恐れのある領収書については、原本とともにコピーも貼付するか、または発行者・金額・日付・内容などを補記します。

③あて名が議員本人ではない場合

原則として議員本人名義以外の領収書は無効です。

公共料金の契約者が配偶者等であるために領収書が配偶者等の名義となっているケースなどについては、早期に本人名義の契約に変更します。（平成22年度政務調査費調査検討委員会での申し合わせ事項）

ただし、自宅や自身が経営する会社の一部を議員事務所として使用しているときの光熱水費・通信費のように、各種サービスの契約者が配偶者や会社名義になっている場合のみ、次のように取り扱います。

- ・ 領収書のあて名が「配偶者」の場合は、①領収書原本 ②あて名が配偶者であることについての説明 ③配偶者が発行する証明書 の3点が必要になります。

(2) 領収書以外の証拠書類で代用することについて

① 光熱水費や電話料金を口座振替やクレジットカードで支払っている場合

原則領収書原本の提出が必要ですが、紛失等やむを得ない合理的な事情があると認められる場合は、次のように取り扱います。

【口座振替による支払いの場合】

振替口座の通帳の該当ページの写しを提出します。なお、その際、振替口座の通帳の原本は会派・議員が5年間保存します。

【クレジットカードによる支払いの場合】

クレジットカード会社が発行する利用明細書及び振替口座の通帳の該当ページの写しを提出します。

(3) 領収書が発行されないケース等の取扱い

インターネット接続料等が該当しますので、次のように取り扱います。

【口座振替による支払いの場合】

振替口座の通帳の該当ページの写しを提出します。なお、その際、振替口座の通帳の原本は会派・議員が5年間保存します。

【クレジットカードによる支払いの場合】

クレジットカード会社が発行する利用明細書及び振替口座の通帳の該当ページの写しを提出します。

3 提出書類

- (1) 「政務調査費収支報告書」→16ページ参照
- (2) 「出納簿」→16・17ページ参照
- (3) 「領収書その他の証拠書類（領収書等貼付用紙に貼付または別紙添付）」

なお、次の経費を支出する場合は、以下の書類を提出します。

- ①交通費…「政務調査交通費記録簿」→18・19ページ参照
- ②宿泊を伴うか、または往復の旅費が3万円を超える日帰りの調査・研修会・講演会の経費…「政務調査視察報告書」→20ページ参照
- ③広報紙発行に要する経費…「広報紙」
- ④備品の購入に要する経費…「備品台帳の写し」
※参考様式の「備品台帳」か、同台帳の記載事項を満たしている書類等を提出します。
- ⑤補助職員の賃金等…次のA・Bのとおり、勤務の実情を証明する書類
 - A 議員活動全般を補助する職員（議員事務所や会派事務所で定期的に雇用している職員）の場合
「雇用契約書の写し」
 - B 区政に関する調査研究に資する活動のみを補助する職員（特定の調査研究活動の補助を行うために雇用する職員）の場合
「氏名、住所、生年月日、勤務日・時間、勤務内容、時給（日給）が確認できる書類」
※参考様式の「政務調査活動補助職員勤務報告書」か、同報告書の記載事項を満たしている書類等を提出します。
- ⑥事務所の賃料…次のとおり、事務所の要件を具備していることを証明する書類
 - A 事務所専用の物件を賃借する場合
「事務所の賃貸借契約書の写し」
 - B 自宅と兼用の場合…次のaまたはbの書類
 - a 「自宅の賃貸借契約書の写し」
 - b 「賃貸人、支払先、物件所在地、賃料、図面・写真等が確認できる書類」
- ★ 「自宅等、他の用途と兼用している事務所の賃料・光熱水費」を支出する場合、事務所使用部分の面積等を考慮した按分が規定されているため、上記の書類とあわせて「面積割合を示す書類」も提出します。
※10・11ページ「◆支出にあたっての留意事項」を参照。

4 書類作成上の留意事項 (様式を定めているもの)

(1) 「政務調査費収支報告書」 ※提出必須書類

原本を提出しますので、写しを平成30年4月30日が過ぎるまで保存します。

なお「収支報告書出納簿入力フォーマット(Excelファイル)」は、平成23年度と共通です。

①日付

- ・事務局への提出日を記載します。

②議員名

- ・政務調査費を会派で受けている場合は「会派名」と「代表者氏名」を記載します。
- ・議員個人で受けている場合は「議員氏名」を記載します。

③備考欄

- ・科目ごとに「主な支出内容」を記載します。

(2) 「出納簿」 ※提出必須書類

写しは平成30年4月30日が過ぎるまで保存します。

①日付

- ・入出金があった日を記載します。(領収書の日付、口座振替日など)

《参考》平成24年度分政務調査費の振り込み日

4月～6月分=4月10日、7月～9月分=7月10日、

10月～12月分=10月10日、1月～3月分=1月10日

- ・「交通費」は、ひと月単位で当月分の金額をまとめ、「月の末日付」で計上します。

《出納簿記載例》1月31日付 交通費(1月分) ****円

②摘要

- ・支出内容、按分率等を記載します。

※年に複数回支払う場合はいつの分か(*月分、*月*日発行分 等)を記載します。

※主な支出の記載例は次のとおりです。

「物品購入」	= (例) 事務用品代(上質紙、プリンタインク) 1/2
「資料購入」	= (例) 資料代(世田谷区幼保一体化資料)
「書籍購入」	= (例) 書籍代(住民と歩む協働型社会、地域からつくる子育てネットワーク 他3冊)
「雑誌購入」	= (例) 雑誌代(週間△△経済 10月9日号)
「備品リース」	= (例) コピー機リース料(10月分) 1/2
「賃金」	= (例) 政務調査活動補助職員賃金(10月分 鈴木一郎)
「区政報告発行経費」	= (例) 区政報告印刷代(10月10日発行号) 4/5
	= (例) 区政報告郵送切手代(10月10日発行号) 4/5
「光熱水費」	= (例) 事務所電気料(10月分) 1/4
「電話料金」	= (例) 事務所電話料(10月分 FAXあり) 1/2

「講師謝礼」	= (例) 講師謝礼 (防災・まちづくりに関する勉強会)
「研修等参加費」	= (例) 研修会参加費 (地方議員政策研究研修)
「交通費」	= (例) 交通費 (10月分)
「駐車料金」	= (例) 駐車料 (区民相談)
「有料道路通行料」	= (例) 高速料金 (用賀-御殿場/御殿場市スポーツ施設訪問)
「地方視察経費」	= (例) 宿泊費 (京都市・神戸市視察)

③科目

- ・ 使途基準の各科目の内容・例示経費を確認のうえ選択します。

※ 2～12ページの該当する支出科目の部分を参照。

④整理番号

- ・ 出納簿への記載順 (昇順) で機械的に番号をふります。

※ 「月単位」「年間通し」どちらでも構いません。

(3) 「領収書等貼付用紙」 ※提出必須書類 (領収書等とあわせて)

①出納簿整理番号

- ・ 該当する「出納簿の整理番号」を記載します。

※ 貼付した領収書が複数の支出に該当する場合は、枠外でも構いませんので、該当するすべての支出の整理番号を記載します。

②領収書等貼付欄

- ・ サイズが大きい証拠書類等は、折って貼らずに別紙として添付します。

※ その際は、貼付欄に「別紙のとおり」「支出の明細は別紙添付」のように記載します。

- ・ 領収書を複数枚貼る場合は、「他の領収書」と重なったり、「備考欄への記載事項」が隠れないようにします。

※ 重なってしまう場合は貼付用紙を分けて添付します。

③備考欄

- ・ 出納簿に「支出の内容」を書ききれない場合や、次に該当する場合には必ず説明を記載します。
- ・ なお、説明資料がある場合は、貼付用紙の別紙として提出します。

※ 領収書と異なりサイズが大きいため、貼付用紙に貼らずにファイルに綴じます。

【領収書等の金額と出納簿に記載の金額が異なる場合】

* 金額が異なることの説明が必要です。

* 実績では次のケースが該当します。

A 複数購入したうちの一部を計上 (書籍・事務用品の購入等)

《説明記載例》

購入額8,000円のうち、書名1,050円、書名630円、書名840円、書名2,100円の合計4,620円を計上

B 按分による計上 (光熱費、電話料、賃料、備品購入等)

《説明記載例》

支払額10,000円×使用面積の割合による按分 $1/4 \times 1/2 = 1,250$ 円計上
C 発生ポイント分を控除しての計上（家電量販店等ポイント制度導入店での購入）
《説明記載例》
購入額10,500円から発生ポイント分1,050円を値引き相当額として控除した9,450円を計上

【領収書・出納簿の記載内容では購入したすべての品名を確認することができない場合】

- * 購入したすべての品名・内訳を記載します。
- * 実績では、事務用品等の消耗品や書籍を購入した場合が該当します。

【その他、政務調査活動との関連性がわかりにくいと思われる場合】

- * 適正な支出であることを示すために説明が必要です。
- * 実績では、次のケースが該当します。
 - ・ 講師謝礼
《説明記載例》10月10日開催の△△勉強会で、「□□□」についての講義を依頼。
 - ・ 施設の入場料や観覧料
《説明記載例》△△に関する調査。
 - ・ 備品購入
《説明記載例》調査研究先での説明に利用するモバイル用。
機器の性質上、政務調査活動以外にも使用できるため、1/2按分して計上。
 - ・ 切手購入
《説明記載例》区政報告(No.123)郵送用。80部送付。
 - ・ ホームページ更新料
《説明記載例》△△ページの更新。ホームページのURL http://****.com

(4) 「政務調査交通費記録簿」 ※交通費を支出する場合に提出

交通費以外の支出は領収書等の貼付や支出の説明用に「領収書等貼付用紙（前ページ（3））」を使用しますが、交通費については領収書の発行が一般的ではないケースが多いため、日付単位で金額・出張先・経路・出張目的等を記載できる「交通費記録簿」を領収書等貼付用紙の代わりに使用します。

① 全般事項

- ・ 領収書が発行される場合（タクシーや一部の鉄道・バス等の利用時）は、記録簿の裏面に領収書を貼ります。
※領収書の枚数が多い場合は裏面ではなく、他の用紙（様式自由）に別途貼付して提出します。
- ・ なお、「移動に伴う交通費以外の経費」は交通費記録簿ではなく、他の支出と同様に領収書等貼付用紙を使用します。
※ガソリン代、有料道路の通行料、駐車・駐輪料 等が該当します。

② 出納簿整理番号

- ・ 該当する「出納簿の整理番号」を記載します。

③ 出張先

- ・ 施設名や団体名等、具体的に記載します。

※地方視察の場合も同様です。

※区民相談等で個人のお宅を訪問する場合は、具体的に所在地・お名前を公表することが好ましくないケースが多々見受けられます。その場合には、利用交通機関・経路が適正であることを示すために「地名・町名」等を記載します。

④利用交通機関

- ・「鉄道」「バス」「タクシー」等に区分して記載します。

⑤経路（出発駅－到着駅）

- ・駅間の移動ではない場合は、「地名・町名・施設名」等を記載します。

※タクシーや一部の鉄道・バスなど、領収書が発行されるものは、領収書ごとに経路を区切って記載します。

⑥備考欄

- ・出張内容を記載します。

《記載例》△△に関する調査、△△会議、△△研修受講、区民相談・意見聴取 等

- ・その他、交通費計上に関する説明等があれば記載します。

⑦視察や研修参加などで、他都市に行った場合

日常の交通費と同様に利用当日運賃を支払う「他都市(現地)での移動交通費」のほか、事前に乗車券を購入する「東京－他都市間の交通費」があります。処理方法等は次のとおりです。

【利用日に乗車券を購入する交通費】

- *該当するケース（実績）

「他都市現地で移動する際」の鉄道・タクシー等の運賃

→タクシー以外は領収書が発行されないケースがほとんどです。

- *処理方法

日常の交通費と同様です。

【乗車券を事前に購入する場合】

- *該当するケース（実績）

「東京－他都市間」の往復のJR運賃・航空運賃（領収書の発行あり）

- *処理方法

乗車券代を支払った日付（領収書の日付）で計上します。

→交通費以外の支出と同様です。領収書等貼付用紙に領収書を貼付し、備考欄に「出張日程・出張先・乗車区間等」を記載します。

※「東京－他都市間」の乗車券等を利用日に購入した場合でも、上記交通費以外の支出と同様の扱いとなります。

※現地での移動交通費もある場合は、備考欄に「現地での移動交通費は**月分交通費記録簿を参照」のように記載します。

(5) 「政務調査視察報告書」

宿泊を伴うか、または往復の旅費が3万円を超える日帰りの視察等経費を支出する場合に提出します。

① 全般事項

- ・「別途報告書類を作成する場合」は、当視察報告書を表紙にし、作成した書類を添付します。

※報告書の「概要」欄には「添付報告書類のとおり」のように記載します。

- ・複数の議員による視察で「連名で報告書を提出する場合」もすべての参加議員に提出していただく必要があります。

※次のように処理します。

【代表する議員1名】

- ※通常どおり当視察報告書を記載し、作成書類や資料を添付します。

【その他の参加議員】

- ※概要欄以外は通常どおりに、概要欄には「連名で作成したため、〇〇議員の視察報告書を参照」のように記載してください。資料等の添付も不要です。

※会派で政務調査費を受け取っている場合の会派視察は、会派名で提出します。

② 会派・議員名

- ・政務調査費を会派で受け取っている場合は「会派名」を、個人で受け取っている場合は「議員名」を記載します。

③ 出納簿整理番号

- ・当該視察・研修について計上したすべての支出の整理番号を記載します。

④ 実施日

- ・当該出張の期間を記載します。

⑤ 参加者氏名

- ・参加するすべての議員名を記載します。

⑥ 視察先

- ・「訪問先の施設名、担当部署」等と「道府県名や市町村名」を記載します。

※研修の場合は「研修場所（施設名）と道府県名や市町村名」を記載します。

⑦ 視察目的

- ・「何を調べるため（学ぶため）に訪問したのか」を簡潔に記載します。

⑧ 行程

- ・往復の経路について、利用交通機関や利用区間等を記載します。

⑨ 概要

- ・「区政に関する調査研究活動による現地調査(研修)」であることを明確に記載します。

※視察先で入手した資料、研修内容が確認できる資料等がある場合は、写し等を添付します。

【記載例】政務調査費収支報告書

別記様式(第10条関係)

提出日を記入します
※平成25年4月1日～4月30日に提出していただくことになります

平成 25 年 4 月 5 日

杉並区議会議長 あて

政務調査費を会派で受けている場合は「会派名」と「代表者氏名」を記入します

議員名 ○○ ○○○ (印)

年度を記入します

平成 24 年度政務調査費収支報告書

年度を記入します

平成 24 年度政務調査費収支報告書

杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の交付に関する条例第10条の規定に基づき、下記のとおり平成 24 年度政務調査費の収支について報告します。

科目ごとの金額と、最下段には支出合計額を記入します

24年度の交付額を記入します

1 収入
 政務調査費 1,920,000 円

主な支出内容を記入します
 (単位:円)

2 支出

科目	金額	備考
調査研究費	300,000	○○市視察経費等
研修費	50,000	○○研修参加費
会議費	10,000	○○会議会場費等
資料作成費	0	
資料購入費	100,000	書籍購入費
広報費	700,000	区政報告の作成・郵送費等
事務費	120,000	事務所の電話料・インターネット接続料等
事務所費	400,000	事務所の賃料・光熱水費
人件費	200,000	政務調査活動補助職員賃金
合計	1,880,000	

「1収入-2支出」の金額を記入します

3 残額 40,000 円

※「収支報告書・出納簿入力フォーマット」をご使用の場合、背景が色付の吹き出し部分は自動入力されます

出納簿

【記載例】出納簿

年 月 日		品名・金額		受	払	残
24	7	1	前葉繰			
		2	事務用品代(品名)	事務費	1	
		2	書籍代(書籍名)	資料購入費	2	
		3	事務所電話代(***・5月分) / NTT 東 日本	事務費	3	
		3	事務所電話代(***・5月分) / NTT コ ミュニケーションズ	事務費	4	
		5	事務所電気料(***・5月分)	事務所費	5	
		7	事務所賃料(***・8月分)	事務所費	6	
		9	〇〇市視察交通費(東京-〇〇間往復 乗車券)	調査研究費		
		10	政務調査費(7月～9月分)			
		10	携帯電話料金(***・5月分)	事務費	8	
		12	ガソリン代(50%)	調査研究費	9	
		15	〇〇市視察宿泊費	調査研究費	10	
		19	駐車料金(高齢者介護の調査研究)	調査研究費	11	
		20	印刷代(***・区政報告00月00日発行 分)	広報費	12	
		21	郵送料(***・区政報告00月00日発行 分等)	事務費	13	
		22	研修参加費(〇〇研修)	研修費	14	
		25	インターネット接続料(***・6月分)	事務費	15	
		31	交通費(7月分)	調査研究費	16	
		31	交通費(7月分)	研修費	17	
		31	政務調査活動補助職員賃金(7月分)	人件費	18	
			7月分計			
			次葉繰越 累計			

第7号様式(第7条関係) 最初の月はこの欄をすべて「0円」に、次月以降分は前ページの「次葉繰越 累計」欄の金額を記載します
※「収支報告書出納簿入力フォーマット」を利用する場合は、自動入力されます

受	払	残
---	---	---

具体的な品名も記載します
なお、購入点数が多いときには、「〇〇、△△他×点」のように記載し、領収書等貼付用紙の備考欄にすべての品名を記載します

支出の種別が同じでも支払先が異なる場合は、異なる支出ということがわかるようにします
(電話料金、新聞購読料などが該当)

支出が複数月に渡るものは、何月分なのかわかるようにします
(光熱費、電話料金、事務所賃料、新聞購読料などが該当)
また、按分して計上するものについては、按分率も記載します

支出の種別だけでは、区政の調査研究に資する経費ということがわかりにくいと思われる場合、内容等も記載します

当月支出分をまとめて、月の末日で計上します

整理番号は、その支出に関する提出書類(領収書等貼付用紙、視察報告書等)にも必ず記載します
※上から機械的にふります
※月ごとでも、年間通し番号でも構いません

月ごとの計と累計額を記入します なお、「次葉繰越 累計」欄の金額が、次ページの「前葉繰越」欄の金額となります
※「収支報告書出納簿入力フォーマット」を利用する場合は、自動入力されます

【記載例】領収書等貼付用紙

第1号様式（第3条関係）

領収書等貼付用紙

出納簿 整理番号	7月分	No. 2・6
----------	-----	---------

該当する「出納簿の整理番号」を記載します

領収書等貼付欄													
<p>複数の枚数を貼付する際は、「他の領収書」「備考欄の記載内容」に重ならないようにします</p> <p>※サイズが大きい証拠書類は、貼らずに別紙として添付します</p>	<table border="1"> <tr> <td>領収証</td> <td>24年 7月2日</td> </tr> <tr> <td>〇〇〇〇 様</td> <td></td> </tr> <tr> <td>¥ 〇, 〇〇〇-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>但し、〇〇〇〇として</td> <td></td> </tr> <tr> <td>〇〇書店 印</td> <td></td> </tr> </table> <p>品名、内容等がわかるよう記入を依頼します</p> <p>※「購入点数が多く書ききれない場合」、「補足説明が必要と思われる場合」は、下段の備考欄を使い補足します</p> <p>※「お品代」という表現は好ましくありません</p>	領収証	24年 7月2日	〇〇〇〇 様		¥ 〇, 〇〇〇-		但し、〇〇〇〇として		〇〇書店 印			
領収証	24年 7月2日												
〇〇〇〇 様													
¥ 〇, 〇〇〇-													
但し、〇〇〇〇として													
〇〇書店 印													
	<table border="1"> <tr> <td>領収証</td> <td>24年 7月 7日</td> </tr> <tr> <td>〇〇〇〇 様</td> <td></td> </tr> <tr> <td>¥ 〇〇, 〇〇〇-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>但し、事務所賃料(8月分)として</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(株)〇〇</td> <td></td> </tr> <tr> <td>〇〇〇〇 印</td> <td></td> </tr> </table> <p>支出内容の説明を記載します</p> <p>「政務調査費の支出に関する事務処理について」の17・18ページをご参照のうえ、記載します</p>	領収証	24年 7月 7日	〇〇〇〇 様		¥ 〇〇, 〇〇〇-		但し、事務所賃料(8月分)として		(株)〇〇		〇〇〇〇 印	
領収証	24年 7月 7日												
〇〇〇〇 様													
¥ 〇〇, 〇〇〇-													
但し、事務所賃料(8月分)として													
(株)〇〇													
〇〇〇〇 印													
備考	<p>「記入例1」 書籍代 領収書金額のうち〇, 〇〇〇円計上 《書籍名》〇〇〇〇、〇〇〇、……</p> <p>「記入例2」 事務所賃料(自宅兼用) 支払額10,000円×使用面積の割合による按分1/4×1/2=1,250円計上</p> <p>「記入例3」 研修参加費 《研修名〇〇、開催日時〇〇、会場〇〇、主催者〇〇及び概要等〇〇》</p> <p>「記入例4」 購入額10,500円から発生ポイント分1,050円を値引き相当額として控除した9,450円を計上</p>												

【記載例】政務調査交通費記録簿

第2号様式(第3条関係)

政務調査交通費記録簿

出納簿 整理番号 7月分 No. 16・17

議員名 ○ ○ ○ ○
 出納簿の整理番号を記載し
 備考欄には、出張内容を記
 入します

日	出張先	利用交通機関	経路(出発駅→到着駅)	交通費(円)	科目	備考
2	区民宅(阿佐谷南)	鉄道・バス	善福寺→南阿佐ヶ谷 ※往復	2,000	調査研究費	区民相談・意見聴取
11	横浜市役所	鉄道	西荻窪→日本大通り ※往復	1,560	調査研究費	〇〇調査
14	〇〇市役所	鉄道	新大阪→茨木→大阪	420	調査研究費	〇〇市視察 現地での移動交通費
15	〇〇センター 〇〇市役所	鉄道、タクシー	大阪→茨木、茨木→〇〇センター(タクシー)、〇〇センター→〇〇市役所(タクシー)、茨木→新大阪	2,420	調査研究費	〇〇市視察 現地での移動交通費
18	板橋区役所 練馬区役所	タクシー	自宅→板橋区役所、板橋区役所→練馬区役所	3,000	調査研究費	〇〇調査
20	〇〇駅自転車駐車場 △△駅自転車駐車場	鉄道・バス	善福寺→〇〇→△△→善福寺	1,120	調査研究費	〇〇調査
22	〇〇会館	鉄道、タクシー	荻窪→東京、東京駅→〇〇会館→大手町(タクシー)、大手町→阿佐ヶ谷	4,000	研修費	〇〇研修受講 件数が多く、複数枚使用する場合は、最終ページにのみ科目ごと の合計額を記入します ※出納簿へは「該当月の末日」付で科目ごとに記帳します

タクシーなど、領収書が発行されるものは...
 ①領収書ごとに経路を区切って記載
 ②領収書は裏面に貼付

◆視察や研修参加などで、他都市に行った場合
 日常の交通費と同様に利用当日運賃を支払う「他都市(現地)での移動交通費」のほか、事前に乗車券を購入する「東京-他都市間の交通費」があります。
 詳しくは「政務調査費の支出に関する事務処理について」の18・19ページを参照。

【記載例】政務調査視察報告書

第3号様式（第4条関係）

政務調査視察報告書

会派・議員名 ○○○○

記載事項は・・・
 ①政務調査費を会派で受け取っている場合…「会派名」
 ②個人で受け取っている場合…「議員名」

出納簿 整理番号	6月分 7月分	No.20 No.7・10・16
----------	------------	---------------------

この視察・研修について計上したすべての支出の整理番号（出納簿）を記載します

視察・研修会等報告	
実施日	平成24年 7月14日～平成24年 7月15日
参加者氏名	○○○○ ○○○○ ○○○○
視察先	○○市○○センター ○○市子育て推進課
視察目的	介護保険計画調査 子育てサポート事業調査
行程	

記載事項は・・・
 ①視察の場合
 訪問先の「施設名、担当部署」など
 ②研修の場合
 「研修場所（施設名）」など

記載事項は・・・
 ①視察の場合
 「調査対象、何に関する調査か」など
 ②研修の場合
 「何に関する研修か」など

記載事項は・・・
 往復の経路について、利用交通機関や利用区間など書ききれない場合は別紙添付

概要

◆記載する際の留意事項

「区政に関する調査研究活動による現地調査（研修受講）」であることがわかるようにします。

※視察先で入手した資料等がある場合は、写し等を添付します。
 ※研修・会議等の場合は、内容が確認できる資料があれば添付します。

→報告書を別途作成している場合
 ＊この欄に「別添、報告書のとおり」のように記載します。
 ＊別途作成した報告書やその他資料をこの報告書に添付し提出します。

【参考】備品台帳

議員氏名又は会派名

品目 (形態・型番)	数量	購入価格	①取得年月日 ②廃業年月日	設置場所 (所在地)	備考
パソコン DELLLATITUDE D531	1	120,000円	平成24年5月14日 ②	議員控室 阿佐谷南1-15-1	Microsoftoffice2003を含む。 出納簿H24. 7. 20
		円	① ②		①購入価格に付属品等が含まれる場合は記載しておきます。 ②クレジットカードによる支払いの場合は、支払日(出納簿に計上した日付)を記入します。
		円			
		円			
		円			
		円			
		円			
		円			
		円			
		円			
		円			
		円			

実際に備品が置いてある場所を記入します。

取得年月日は、基本的に購入年月日を記入します。

品名や形状、型番を記入します。

上記のような内容で作成し、各自で保管します。写しを一部議長へ提出します。

【参考】政務調査活動補助職員の勤務の実情を証明する書類

政務調査活動補助
職員勤務報告書

(24年 9月分)

議員名 ○○○○

日	曜日	勤務時間 始業—終業	実働 時間	単価	小計 (日給)	勤務内容	
1	土	10:00-12:00	2	1000	2,000	区政報告(第○号)作成補助	
2	日	13:00-15:00	2	1000	2,000	区政報告(第○号)作成補助	
3	月	—					
4	火	時給(日給)のほか、日付ごとに勤務時間・勤務内容を記載します					「調査研究活動の事務補助」ということがわかるように、できるだけ具体的に記載します ※政務調査費で支出可能な政務調査活動補助職員への賃金は、議員活動全般ではなく、「調査研究活動に資する業務の補助」に対してのみです。 そのため調査研究との関連性がわかるように記載します。
5	水	—					
6	木	10:00-18:00	7	1000	7,000	区政報告(第○号)垂	
7	金	10:00-18:00	7	1000	7,000	区政報告(第○号)垂	
8	土	—					
9	日	—					
10	月	10:00-18:00	7	1000	7,000	区政報告(第○号)垂	
11	火	—					
12	水	—					
13	木	15:00-18:00	3	1000	3,000	○○会議事務補助	
14	金	9:00-18:00	8	1000	8,000	○○調査事務補助	
15	土	—					
16	日	—					
17	月	—					
18	火	9:00-18:00	8	1000	8,000	○○調査事務補助	
19	水	—					
20	木	11:00-20:00	8	1000	8,000	ホームページ更新(区政報告ページ)事務補助	
21	金	9:00-18:00	8	1000	8,000	○○資料作成	
22	土	—					
23	日	—					
24	月	18:00-21:00	3	1000	3,000	○○資料作成	
25	火	—					
26	水	勤務した方の「氏名・生年月日・住所」を記載します					押印は朱肉を使用します ※スタンプ印は好ましくありません
27	木	ます					
28	金	(雇用契約書を作成する場合に準じています)					
29	土						
30	日	なお、情報公開の請求があった場合は、氏名を開示しますので、本人にその旨を説明してください ※ご住所と生年月日は公開しません					
合計							
出勤日						63,000 円	
勤務者							
氏名		○○○	印	生年月日		昭和○○年○月○日	
住所		杉並区○○○ 1-1-1					